

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

平成17年11月25日総基移第380号
最終改正：令和6年3月29日総基移第123号

(通則)

第1条 無線システム普及支援事業費等補助金（以下「補助金」という。）は、電波の適正な利用の確保に関し総務大臣（以下「大臣」という。）が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の一環として、対策事業（電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業の総称をいう。以下同じ。）に電波利用料財源を充てることとし、その交付については、財政法（昭和22年法律第34号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国が一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業者をいう。以下同じ。）（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる無線通信事業者に委託して実施することを約した複数の無線通信事業者）を含む。以下同じ。）、インフラシェアリング事業者（無線通信に必要な施設・設備を整備し、当該施設・設備を複数の無線通信事業者に使用させる事業の用に供するものをいう。以下同じ。）（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となるインフラシェアリング事業者に委託して実施することを約した複数のインフラシェアリング事業者）を含む。以下同じ。）、無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者の連携主体、認定基幹放送事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる認定基幹放送事業者に委託して実施することを約した複数の認定基幹放送事業者）を含む。以下同じ。）、特定地上基幹放送事業者若しくは基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる都道府県に委託して実施することを約した複数の都道府県）を含む。以下同じ。）、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、都道府県及び市町村の連携主体、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）又は共聴施設の管理者若しくは受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域の拡大等を図ること、放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること、ラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ること及び大規模災害の発生時においても現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図るため、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（以下「地上基幹放送等」という。）に関する耐災害性強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電波遮へい対策事業

トンネル又は医療施設において、無線局とその通信の相手方である無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより携帯電話等の無線通信を利用することが困難な場合に、代替する伝送路を開設するために必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業であって、一般社団法人等又は都道府県が行うものをいう。

(2) 無線システム普及支援事業

次に掲げる事業をいう。

ア 携帯電話等エリア整備事業

① 携帯電話等施設整備事業

携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域（既に特定の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されている場合にあつて、その他の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されていない地域を含む。）の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備を設置する事業、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であつて、一般社団法人等、無線通信事業者若しくはインフラシェアリング事業者（以下「無線通信事業者等」という。）又は都道府県若しくは市町村が行うもの

② 携帯電話等施設高度化事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、既存の無線通信よりも高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話等の無線通信（以下「高度化無線通信」という。）を行うため、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業、当該高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であつて、無線通信事業者等又は都道府県若しくは市町村が行うもの

イ 地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業（略称：地上デジタル放送送受信環境整備事業）

（ア）デジタルテレビ中継局整備事業

地上系によるアナログ方式のテレビジョン放送（以下「地上アナログテレビ放送」という。）のうち、特定地上基幹放送事業者が行う放送を受信している地域において当該特定地上基幹放送事業者の放送に係る地上デジタルテレビ放送用施設及び設備を整備する事業又は特定地上基幹放送事業者が行う地上アナログテレビ放送が受信できない地域において当該特定地上基幹放送事業者の放送に係る地上デジタルテレビ放送用施設及び設備を整備する事業であつて、一般社団法人等、都道府県、市町村、特定地上基幹放送事業者等が行うもの

（イ）辺地共聴施設整備事業

次に掲げる事業であつて、市町村又は共聴組合が行うもの

① 辺地共聴施設改修整備事業

地上アナログテレビ放送を行う地上基幹放送局から遠隔の地であることにより又は山間地等地理的条件により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）に改修する又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局（以下「無線共聴施設」という。）に置換する若しくは有線放送設備への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするもの

② 辺地共聴施設新設整備事業

地上アナログテレビ放送が受信できる地域であつて、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い同放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しない地域（以下「新たな難視聴地域」という。）となる場合において、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するもの

（ウ）暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業

① デジアナ変換設備整備事業

地上デジタルテレビ放送を視聴するために設置された有線放送設備に、地上デジタルテレビ放送を地上アナログテレビ放送に変換（以下「デジアナ変換」という。）する設備を暫定的に整備する事業であつて、有線放送設備設置者が行うもの

② デジアナ変換混信障害調査事業

有線放送設備のデジアナ変換設備による有線テレビジョン放送に他の電波の影響により発生する混信障害を調査分析し、有線放送設備設置者等に情報提供する事業であつて、法人が行うもの。

（エ）デジタル混信対策事業

他の電波の影響により地上デジタルテレビ放送の受信の障害が発生する地域又は大臣の免許等を受けていない無線局からの電波の影響により地上デジタルテレビ放送の受信の障害が発生するおそれがある地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とすることを目的として、地上デジタルテレビ放送用施設及び設備、有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信設備を整備する事業であつて、法人、共聴組合又は共聴施設の管理者若しくは受信者（以下「受信者等」という。）が

行うもの

(オ) 受信障害対策共聴施設整備事業

次に掲げる事業であって、法人又は共聴施設の管理者（共聴組合を含み、地方公共団体を除く。以下同じ。）若しくは受信者が行うもの

① 受信障害対策共聴施設改修整備事業

建築物その他の工作物による影響により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設に改修する又は無線共聴施設に置換するもの

② 受信障害対策共聴施設新設整備事業

建築物その他の工作物による影響により、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するもの（当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物その他の工作物が設置されたことに起因する場合を除く。）

③ 受信障害対策共聴施設ケーブルテレビ移行事業

受信障害対策共聴施設改修整備事業及び受信障害対策共聴施設新設整備事業において対象としている共聴施設又は地域に対し、有線放送設備への置換又は設置により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするもの。

(カ) 共同住宅共聴施設整備事業

老朽化、小規模等の共同住宅に設置されている地上アナログテレビ放送対応の共聴施設（有線放送設備を含む）を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設に改修する（有線放送設備の場合は地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設を設置）又は有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする事業であって、法人又は当該施設の管理者が行うもの

(キ) 新たな難視聴対策事業

新たな難視聴地域となる場合において、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする次に掲げる事業をいう。

① 高性能等アンテナ対策事業

地上アナログテレビ放送の建屋ごとの受信設備を標準性能（14素子アンテナ相当の性能）を超えるアンテナ等を用いること若しくは受信点を移設等することにより、地上デジタルテレビ放送対応の受信設備に改修するものであって、法人又は受信者が行うもの

② ケーブルテレビ等移行対策事業

(a) 地上アナログテレビ放送の建屋ごとの受信設備を有線放送設備又は有線共聴施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするものであって、法人又は受信者が行うもの（以下「ケーブルテレビ等加入対策事業」という。）

(b) ケーブルテレビ等加入対策事業を実施するために必要な有線放送設備の幹線設備を整備するものであって、市町村又は有線放送設備設置者が行うもの（以下「ケーブルテレビ幹線対策事業」という。）

③ 共聴施設対策事業

有線共聴施設又は無線共聴施設（辺地共聴施設新設整備事業により設置する有線共聴施設及び無線共聴施設を除く。）を設置するものであって、市町村又は共聴組合が行うもの

(ク) デジタル放送用周波数再編対策事業

地上アナログテレビ放送の終了に伴い、平成24年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成23年法律第68号）第2条により告示された日（以下「告示日」という。））までの使用期限となっている地上系テレビジョン放送用の周波数帯（53チャンネルから62チャンネルまで）について、当該チャンネルが割り当てられている地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局に係る周波数を再編することを目的として地上デジタルテレビ放送用施設及び設備又は有線放送設備又は有線共聴施設若しくは受信設備を整備する事業であって、法人又は受信者等が行うもの

(ケ) 暫定的難視聴対策事業

地上アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっている地域で、デジタルテレビ中継局の整備により難視聴を解消する地域及びそれ以外の地域にあっては共聴施設等の地上系の代替手段によっても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に対し、又は、アンテナ工事が遅れる等の難視聴以外の原因により地上デジタルテレビ放送が視聴できない者（以下「一時利用対象者」という。）に

対し、人工衛星による地上デジタルテレビ放送（日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送対象地域が関東広域圏である特定地上基幹放送事業者の地上デジタルテレビ放送に限る。）の再放送（以下、「地デジ難視聴対策衛星放送」という。）等により難視聴対策を行う次の事業であって、法人が行うもの。

① 送信・利用者管理事業

地デジ難視聴対策衛星放送を行う基幹放送事業及び暫定的難視聴対策事業に係る利用者管理を行うもの

② 受信対策事業

地デジ難視聴対策衛星放送の利用対象者（一時利用対象者を除く。）のうち、現に地上アナログテレビ放送を視聴している世帯であって当該放送の受信設備を有しない世帯に対して次の支援を行うもの

(a) 地デジ難視聴対策衛星放送の受信を可能とする設備整備（受信機器については貸与する場合に限る。）を支援するもの

(b) 地デジ難視聴対策衛星放送の代替として有線放送設備を暫定的に利用することにより地上デジタルテレビ放送の再放送を一時的に視聴可能とするために支援するもの

(コ) デジタル受信相談・対策事業

次に掲げる事業であって、法人が行うもの

① 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

地上デジタル放送送信環境整備事業に係る周知・広報、相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務（受信障害対策共聴施設の地上デジタルテレビ放送への対応にあたって受信者と当該施設の管理者（地方公共団体を含む）との間の紛争に係る相談・調停及びB S アナログ放送の終了等に係る業務を含む。以下「広報等業務」という。）を行う事業をいう。

② デジタル混信対策事業費補助事業

デジタル混信対策事業に対し、別表第1に掲げる経費であって、次の各号の額を助成することによってデジタル混信対策事業を支援する事業をいう。

(a) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局用施設及び設備の改良工事の場合は、経費の3分の2に相当する額。ただし、次の各号に掲げる場合は経費の定額に相当する額。

(i) 大臣の免許等を受けている無線局からの電波の異常伝搬現象に起因するものであって、地上デジタルテレビ放送を行う大規模な地上基幹放送局（基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されているものに限る。以下同じ）の改良工事（当該地上基幹放送局の改修工事に伴い連鎖的に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事を含む）及び当該地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬現象に起因した他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事の場合

(ii) 大臣の免許等を受けていない無線局からの電波の異常伝搬現象等に起因するものであって、地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局の改良工事（当該地上基幹放送局の改修工事に伴い連鎖的に必要となる、又は当該地上基幹放送局の受信障害を防止するために必要となる他の地上基幹放送局の改良工事を含む。）及び当該地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬現象に起因した他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事の場合

(b) 有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信設備の改良工事の場合は、経費の定額に相当する額

(c) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局用施設及び設備の改良工事に伴い、岩手県、宮城県及び福島県において、地上アナログテレビ放送の受信設備を設置している受信者等に対して、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備を行う場合は、経費の定額に相当する額

(d) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局用施設及び設備、有線共聴施設又は無線共聴施設を設置する工事の場合は、経費の2分の1に相当する額。ただし、次の各号に掲げる場合は経費の定額に相当する額。

(i) 地上デジタルテレビ放送を行う大規模な地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬現象に起因した大臣の免許等を受けている無線局からの電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合

(ii) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬現象等に起

因した大臣の免許等を受けていない無線局からの電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合

③ 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業

受信障害対策共聴施設整備事業に対し、次の各号の額を助成することによって受信障害対策共聴施設整備事業を支援する事業をいう。

- (a) 受信障害対策共聴施設改修整備事業又は受信障害対策共聴施設ケーブルテレビ移行事業にあつては、別表第1に掲げる経費の2分の1に相当する額
- (b) 受信障害対策共聴施設新設整備事業にあつては、別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額

④ 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

共同住宅共聴施設整備事業に対し、別表第1に掲げる経費（別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の2倍未満の場合には、別表第1に掲げる経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を当該経費の総額から差し引いた額の2倍に相当する額）の2分の1に相当する額を助成することによって共同住宅共聴施設整備事業を支援する事業をいう。

⑤ 新たな難視対策事業費補助事業

新たな難視対策事業に対し、次の各号の額を助成することによって新たな難視対策事業を支援する事業をいう。

- (a) 高性能等アンテナ対策事業にあつては、別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額（ただし、新たに設置する伝送路のうち15mを超える部分については定額）又は別表第1に掲げる経費から3万5千円を差し引いた額のいずれか低い方の額
- (b) ケーブルテレビ等移行対策事業にあつては、次の額。
 - (i) ケーブルテレビ等加入対策事業にあつては、別表第1に掲げる経費から3万5千円を差し引いた額（ただし、助成額は3万円を上限とする。）
 - (ii) ケーブルテレビ幹線対策事業にあつては、別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額
- (c) 共聴施設対策事業にあつては、別表第1に掲げる経費（有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の5分の6に相当する額）の3分の2に相当する額を助成する。ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額（別表第1に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。）

⑥ デジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

デジタル放送用周波数再編対策事業に対し、別表第1に掲げる経費の定額に相当する額を助成することによってデジタル放送用周波数再編対策事業を支援する事業をいう。

(サ) 地上デジタルテレビ放送コールセンター事業

上記(コ)を実施する者による管理によって、地上デジタルテレビ放送に関して広く国民一般からの電話による問い合わせ及び講習・研修の依頼を受けて対応（BSアナログ放送の終了等に係る問い合わせを含む。）を行う事業であつて、法人が行うもの

(シ) 受信機器購入等対策事業

地上アナログテレビ放送の受信設備を設置している受信世帯に対して、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備を行う次に掲げる事業をいう。

① 受信料全額免除世帯支援事業

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項の規定による放送の受信についての協会との契約（以下この条において「放送受信契約」という。）を締結し、かつ、同条第2項の規定により協会が総務大臣の認可を受けて定めた基準において、次に掲げる者として放送受信料が免除されている受信者（当該基準において、なお従前の例によることとされる放送受信契約を締結している受信者を含む。）が行うもの及び負担するもの

- (a) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者（昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知により扶助を受けている外国人を含む。）、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第2条第3項に規定する入所者若しくは同法第19条第1項の援護を受けている入所者の親族又は中国残留邦人等の円滑な帰国

- の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項各号に規定する支援給付を受けている者
- (b) 次に掲げる障害者を構成員とする世帯の構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）非課税の措置を受けている場合の当該世帯の構成員
- (i) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者
- (ii) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者
- (iii) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者
- (c) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を行う施設の入所者
- ② 市町村民税非課税世帯支援事業
- 地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備を行う事業であって、地上アナログテレビ放送の受信設備を設置し、かつ、協会との放送受信契約を締結している、あるいは、締結しようとしている世帯で、その構成員の全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯が行うもの
- (ス) 受信機器購入等対策事業費補助事業
- 受信機器購入等対策事業に対し、別表第1に掲げる経費を助成することによって受信機器購入等対策事業を支援する事業であって、法人が行うもの
- (セ) 暫定的放送設備運用事業
- 東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律第2条第2項の規定により、延長された期間に係る地上アナログテレビ放送の無線局を運用する事業（当該運用に必要な施設又は設備の整備を含む。）であって、特定地上基幹放送事業者等が行うもの
- ウ （削除）
- エ 民放ラジオ難聴解消支援事業
- ラジオ放送が災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となることから、特定地上基幹放送事業者等が行う地上系によるラジオ放送（以下「地上ラジオ放送」という。）を受信できない地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とすることを目的として地上ラジオ放送用施設及び設備を整備する次の事業であって、一般社団法人等、都道府県、市町村、特定地上基幹放送事業者等が行うもの
- (ア) 都市型難聴対策事業
- 建築物その他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの
- (イ) 外国波混信対策事業
- 日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの
- (ウ) 地理的・地形的難聴対策事業
- 山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信の障害が発生することその他の地理的条件により地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの
- オ 公衆無線LAN環境整備支援事業
- 無線LANによる無線通信を利用することが困難な状態の解消を図るため、次の（ア）から（キ）までの箇所に、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備並びに当該無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値（以下「財政力指数」という。）が、〇・八以下若しくは条件不利地域（大臣が別に定める地域）の都道府県若しくは市町村又はそれらの地域に整備を行う第三セクター法人が行うもの
- (ア) 避難場所・避難所
- 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定された指定緊

急避難場所及び同法第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所等をいう。

(イ) 官公署

(ウ) 博物館

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設をいう。

(エ) 自然公園

自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園内に設置される施設であつて、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）第1条第1号の道路及び橋、同条第2号の広場及び園地、同条第4号の休憩所、展望施設及び案内所並びに同条第9号の博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場をいう。

(オ) 都市公園

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第2号に規定する公園又は緑地、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第4号に規定する主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの及びレクリエーション都市整備要綱（昭和45年12月10日建設省決定）に基づき設置されるレクリエーション都市をいう。

(カ) 文化財

① 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財のうち有形文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第90条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された有形の民俗文化財、同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物、同法第132条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観及び同法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区並びにそれらの文化財を有する拠点をいう。

② 文化財保護法第182条第2項の規定により指定された文化財であつて、本号オ（カ）①の文化財に類するものをいう。

(キ) 観光案内所

地方公共団体、第三セクター法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立された一般社団法人若しくは一般財団法人が設置又は運営する観光案内所のうち、独立行政法人国際観光振興機構が外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針（平成28年6月観光庁改定）に基づき認定した外国人観光案内所を原則として除くものをいう。

カ 高度無線環境整備推進事業

(ア) 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備の整備をすることを目的とする、次に掲げる事業をいう。

① 伝送用専用線設備整備助成事業

電気通信事業者（②に掲げる者を除く。）が伝送用専用線設備の整備を行う事業に対して、別表第1に掲げる経費を助成する事業であつて、一般社団法人等が行うもの

② 伝送用専用線設備整備事業

都道府県、市町村（本事業において、一部事務組合及び広域連合を含む。）又は第三セクター法人が整備主体となつて直接伝送用専用線設備の整備を行うもの

(イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項により激甚災害として指定された災害、又は暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であつて、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351号）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものにより被害を受けた、大臣が別に定める総務省所管の事業によつて都道府県、市町村、第三セクター法人又は共聴組合が整備した設備等を復旧することを目的とする、次に掲げる事業をいう。

① 伝送用専用線設備復旧事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域にお

いて、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備が被害を受けた場合に、当該伝送用専用線設備を復旧する事業であって、都道府県、市町村又は第三セクター法人が行うもの

② 共聴施設復旧事業

有線共聴施設又は無線共聴施設が被害を受けた場合に、当該有線共聴施設又は無線共聴施設を復旧する事業であって、市町村又は共聴組合（市町村が補助をする場合に限る。）が行うもの

(ウ) 離島伝送用専用線設備維持管理事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備を維持管理する事業であって、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）に整備された伝送用専用線設備を保有する都道府県、市町村（本事業において、一部事務組合及び広域連合を含む。）が行うもの。

キ 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送等の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として放送設備等を整備する事業であって、一般社団法人等、認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者等、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村が行うもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送受信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。なお、次の各号に掲げる事業を実施する場合における補助対象経費については、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合 同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては5分の6）に相当する額

二 離島伝送用専用線設備維持管理事業を行う場合 補助金の交付を受けようとする会計年度に同事業の実施に伴う施設貸付料、保険金その他の収入があるときは、同事業について別表第2に掲げる経費の総額から当該収入の総額を差し引いた額

2 前項に規定する利子支払額については、情報流通行政局長が別に定める利率で1箇年ごとの複利により計算して得た額を限度とするものとし、当該限度を超える金利の資金を借り入れることはできない。

3 前2項に規定する利子支払額の計算の基礎とする期間は、補助事業者が交付対象経費の支払資金を借入れた日から国が当該経費を支払う日までの期間とするものとする。

4 第2項の場合において、利子率の異なる数種の資金が充てられた場合の利子支払額は、利子率の異なる資金ごとに前項の期間について計算して得た額の合計額とする。

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）、都道府県の連携主体又は市町村（携帯電話等エリア整備事業にあっては、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。また、辺地共聴施設整備事業又は共聴施設復旧事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分				額
電波遮へい対策事業		一般社団法人等		道路トンネルを対象とする場合にあっては、補助対象経費の2分の1又は3分の1に相当する額、また、鉄道トンネル又は医療施設を対象とする場合にあっては、補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、鉄道トンネルを対象とする場合であって、交付申請の直近10か年度の単体決算において継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主となる新幹線路線の対策を実施する場合にあっては、12分の5に相当する額
		都道府県		道路トンネルを対象とする場合にあっては、補助対象経費の3分の1に相当する額
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	無線通信用施設及び設備を設置する事業	都道府県又は市町村	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線通信事業者による無線通信サービスが全く提供されていない地域で事業を実施する場合にあっては、3分の1に相当する額 (2) 無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、3分の2に相当する額 (3) 離島地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額(ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、4分の3に相当する額)
			無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者(ただし、財政力指数が0.5以下の市町村で行う事業の場合に限る。)	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線通信事業者による無線通信サービスが全く提供されていない地域で事業を実施する場合にあっては、3分の1に相当する額 (2) 無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額 (3) 離島地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額(ただし、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合にあっては、4分の3に相当する額)

				合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、4分の3に相当する額)
		高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業		補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額 (2) 離島地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額(ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、4分の3に相当する額)
		無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業		補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 普通交付税の不交付団体である都道府県が設置する場合にあっては、3分の1に相当する額 (2) 市町村が離島を整備する場合にあっては、4分の3に相当する額(ただし、財政力指数が0.3未満の市町村(市町村の全ての区域が離島の場合に限る。)が「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成28年法律第33号)第4条の規定により内閣総理大臣が定める基本的な方針において特定された有人国境離島地域を整備する場合にあっては、5分の4に相当する額)
		他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業	携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあっては、3分の2に相当する額 (2) 離島地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額(ただし、無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあっては、4分の3に相当する額)
			高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額

				(2) 離島地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額(ただし、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、4分の3に相当する額)
地上デジタル放送受信環境整備事業	デジタルテレビ中継局整備事業			補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、新たな難視地域を解消することを目的として整備するものにあつては、3分の2に相当する額
	辺地共聴施設整備事業	辺地共聴施設改修整備事業		補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額(別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍の額を差し引いた額を上限とする。)
		辺地共聴施設新設整備事業		補助対象経費の3分の2に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額(別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。)
	暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業	デジアナ変換設備整備事業		補助対象経費の3分の2に相当する額
		デジアナ変換混信障害調査事業		定額
	暫定的難視聴対策事業	送信・利用者管理事業		補助対象経費の3分の2に相当する額
		受信対策事業		定額
	デジタル受信相談・対策事業			定額
	地上デジタルテレビ放送コールセンター事業			定額
	受信機器購入等対策事業費補助事業			定額
	暫定的放送設備運用事業			補助対象経費の2分の1に相当する額
民放ラジオ難聴解消支援事業	都市型難聴対策事業			補助対象経費の2分の1に相当する額
	外国波混信対策事業			補助対象経費の3分の2に相当する額
	地理的・地形的難聴対策事業			補助対象経費の3分の2に相当する額
公衆無線LAN環境整備支援事業				補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、財政力指数が、〇・四以下の市町村が条件不利地域(大臣が別に定める地域)において事業を実施する場合にあっては、3分の2に相当する額

高度無線環境整備 推進事業	伝送用専用線設備整備 助成事業	助成費にあつては補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 離島地域を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額（ただし、海底ケーブルの敷設を伴う離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額） (2) 市町村から譲渡された伝送用専用線設備を用いて離島地域を整備する場合又は伝送用専用線設備を市町村のみが設置している地域において、当該市町村に代わり伝送用専用線設備を離島地域に整備する場合にあつては、2分の1に相当する額 なお、事務費にあつては定額
	伝送用専用線設備整備 事業	都道府県、市町村にあつては、補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額 (2) (1) 以外の場合で、財政力指数0.5以上の市町村が整備する場合にあつては3分の1に相当する額 第三セクター法人にあつては、補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 離島地域を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額（ただし、海底ケーブルの敷設を伴う離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額） (2) 市町村から譲渡された伝送用専用線設備を用いて離島地域を整備する場合又は伝送用専用線設備を市町村のみが設置している地域において、当該市町村に代わり伝送用専用線設備を離島地域に整備する場合にあつては、2分の1に相当する額
	伝送用専用線設備復旧 事業	補助対象経費の2分の1に相当する額
	共聴施設復旧事業	補助対象経費の2分の1に相当する額
	離島伝送用専用線設備 維持管理事業	補助対象経費の2分の1に相当する額
	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	都道府県、都道府県の連携主体又は市町村 補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、財政力指数が0.5以下の市町村が条件不利地域（大臣が別に定める地域）において、受信障害対策中継局に係

			る事業を実施する場合にあっては、3分の2に相当する額
		一般社団法人等、認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者等	補助対象経費の3分の1に相当する額

- 2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円（辺地共聴施設整備事業及び地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業については、50万円）を下限とする。ただし、伝送用専用線設備復旧事業及び共聴施設復旧事業については、交付決定の額が100万円未満の場合も補助対象とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする法人（設立準備中のものを含む。）、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 民放ラジオ難聴解消支援事業の申請者は、申請者の財政状況（申請者が民間放送事業者の場合に限る。）、補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が補完する放送局の放送区域における難聴の発生状況、当該中継局の整備における設備の共用に関する検討状況その他の大臣が別に定める資料を提出するものとする。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 （削除）
- 5 大臣は、第3項の規定によるほか、民放ラジオ難聴解消支援事業に係る交付の決定に当たっては、次に掲げる地域のラジオ放送の難聴の解消を図る事業を行う者を優先するものとする。
- （1）条件不利地域（大臣が別に定める地域）
- （2）県域放送に係る放送対象地域
- 6 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付決定通知を受けた法人、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

（補助事業を行う際配慮すべき事項）

第8条の2 デジタル受信相談・対策事業を行う補助事業者は、次の各号に掲げる事業を行う者への助成に当たって、当該各号に定める事項に配慮して行うものとする。

（1）デジタル混信対策事業

ア デジタル混信対策事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。

（ア）有効性：デジタル混信対策事業によって、他の電波の影響による難視聴が解消又は防止されるものであること。

- (イ) 公平性：他の電波の影響による難視聴の解消又は防止を図るために、必要最低限の工事であること。
- イ デジタル混信対策事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有する者を助成すること。ただし、第3条（2）イ（コ）②(b)及び(c)に掲げる有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信側設備の工事に係る助成を行う場合はこの限りでない。
- (2) 受信障害対策共聴施設整備事業
 - ア 受信障害対策共聴施設整備事業を的確に遂行するために、必要な関係者（共聴施設の管理者及び受信者）の同意を得ている者を助成すること。
 - イ 受信障害対策共聴施設整備事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。
 - (ア) 有効性：建造物の影響による難視聴の解消を目的として行い、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。
 - (イ) 公平性：建造物その他の工作物の影響による難視聴解消を図るために、適正な価額の工事であること。
 - (ウ) 経済性：有線放送設備に置換又は設置する場合に助成の対象とする経費は、受信障害対策共聴施設を改修又は設置する場合に対象となる経費を上限とすること。
 - ウ 受信障害対策共聴施設整備事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、交付額を除く額の確保に関して証明可能な者を助成すること。
- (3) 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業
 - ア 共同住宅共聴施設整備事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。
 - (ア) 有効性：共同住宅共聴施設整備事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。
 - (イ) 公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、適正な価額の工事であること。
 - (ウ) 経済性：有線放送設備に置換する場合に助成の対象とする経費は、共同住宅共聴施設を改修する場合に対象となる経費を上限とすること。
 - イ 共同住宅共聴施設整備事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、交付額を除く額の確保に関して証明可能なものを助成すること。
- (4) 新たな難視対策事業費補助事業
 - 新たな難視対策事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。
 - (ア) 有効性：新たな難視対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。
 - (イ) 公平性：地上デジタルテレビ放送の難視聴解消のために、適正な価格の工事であること。
- (5) デジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業
 - デジタル放送用周波数再編対策事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。
 - (ア) 有効性：デジタル放送用周波数再編対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。
 - (イ) 公平性：デジタル放送用周波数再編対策事業による放送用施設及び設備又は有線放送設備又は有線共聴施設若しくは受信設備の整備は、必要最低限の工事であること。
- 2 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、受信機器購入等対策事業を行う者への助成に当たって、次の各号に定める事項に配慮して行うものとする。
 - (1) 受信機器購入等対策事業で実施する工事又は支援の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。
 - ア 有効性：受信機器購入等対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。
 - イ 公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限の工事又は支援であること。
 - (2) 個人情報の適正な取扱いを図ること。
- 3 前二項に掲げる事業を助成する補助事業者は、当該事業を行う者への助成に当たっては、公正な審査の確保に努めなければならない。

(契約)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者が前項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。

- (1) 契約者
- (2) 契約年月日
- (3) 契約の方法
- (4) 契約の内容

3 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを大臣に提出しなければならない。

4 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」という。）を調達する場合において、調達するチューナーの保証期間は少なくとも3年以上とするものとする。

5 受信機器購入等対策事業費補助事業（受信料全額免除世帯支援事業に限る。）においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る工事を全国的に実施する必要があるとともに、工事後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、受信者に係る工事を他の者に実施させる場合には、当該他の者に関し、工事実施時においては、その地域の実情に明るく、かつ、地域における地上デジタルテレビ放送の受信状況等に関する適切な知見を有することが要求されること、工事実施後においては、追加的な対応が必要となった場合等において工事の実施場所に近接していることにより迅速・円滑な対応を行えるようにすることが要求されること等にかんがみ、次の各号に定めるところによりこれを行うものとする。ただし、これらの定めにより難しい事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 地域を指定して工事を他の者に実施させる場合には、都道府県の全部又は一部の区域を指定して行うものとする。
- (2) 上記(1)の規定により都道府県の全部又は一部の区域を指定して工事を他の者に実施させる場合には、工事を行う都道府県の区域内に本店、支店その他の営業所（常時工事の契約を締結する事務所に限る。）が所在する者又は全ての構成員が当該者である共同企業体に実施させるものとする。
- (3) 補助事業者又は補助事業者が指定した地域において工事を実施する者が、個々の受信者に係る工事を他の者に実施させる場合には、工事を行う場所の存する市町村の区域内に本店、支店その他の営業所（常時工事の契約を締結する事務所に限る。）が所在する者に実施させるものとする。また、地域の実情に精通した者の活用について、十分に配慮すること。

6 受信機器購入等対策事業費補助事業（市町村民税非課税世帯支援事業に限る。）においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る支援を全国的に実施する必要があるとともに、支援後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、迅速かつ円滑に事業を実施することが社会的に求められていること等にかんがみ、当該期限までに支援を滞りなく実施するために必要な数量のチューナーを確保するものとする。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、交付対象経費に充てるために有利子の資金の借入れを行おうとするときは、その借入れ条件について様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号、様式第10号の2、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第15号、様式第15号の2、様式第15号の3又は様式第15号の4による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第14条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第16号による補助金の額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。なお、国庫債務負担行為（財政法第15条第1項の規定により国が債務を負担する行為をいう。以下同じ。）に係る補助金の場合は、各年度の年割額の範囲内において精算（概算）払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第17号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを特定地上基幹放送事業者等、電気通信事業者、市町村、共聴組合、共聴施設の管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 大臣は、第10条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、

第7条の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第18号の報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（補助事業の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

2 前項に掲げる補助事業者が保存しておかなければならない書類がスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

（間接補助金交付の際付す条件）

第19条 補助事業者は、対策事業を行う間接補助事業者に補助金を交付するときは、第8条、第10条から前条まで及び第20条第1項に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの（ただし、デジタル混信対策事業によって取得した受信機又は受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価50万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

(2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(3) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者は、受信機器購入等対策事業費補助事業を行う法人を通じてチューナーの設置又は受信アンテナの設置若しくは改良を行うこと。

(5) 辺地共聴施設整備事業、デジタル混信対策事業、受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視対策事業又は受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者が当該事業によって締結した有線放送設備を利用するための契約を解約したことにより収入があると認める場合には、その収入を補助事業者に納付させることがあること

2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき知事等が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項(2)により間接補助事業者から補助事業者へ財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

- 第19条の2** 補助事業者は、対策事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

- 第20条** 第19条第2項及び前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第19号による届出書の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者は、電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業に係る取得財産等の処分であって、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第20号による届出書（以下「包括承認届出書」という。）の提出をもって、包括承認届出書に記載する開始日以降の処分について、前項の承認があったものとして取り扱う。ただし、包括承認届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りではない。
- 3 前項の包括承認届出書を提出した補助事業者は、様式第21号による包括承認届出書に関する報告書を大臣が別に定める方法により大臣に提出しなければならない。

(財産の処分による収入の納付等)

- 第20条の2** 補助事業者は、第19条第3項及び第19条の2第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第19号による承認申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の申請があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。
- 3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の提出)

- 第21条** この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通（辺地共聴施設整備事業にあつては正本1通）を添えて、大臣に提出するものとする。ただし、電波遮へい対策事業（医療施設を対象とするもの）、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備助成事業）以外の事業については、補助事業に係る設備の設置場所（デジタルテレビ中継局整備事業については、補助事業に係る中継局の放送区域）を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ）を経由して提出するものとする。

(権限の委任による規定の読替)

- 第21条の2** 総務省告示第272号（平成21年4月20日）により総合通信局長に委任した事務に係る本要綱の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	大臣に提出しなければならない	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない
第7条、第8条、第10条から第17条まで（第16条第4項及び第17条第3項において第14条第3項の規定を準用する場合を含む。）、第19条、第20条の	大臣	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）

2、第21条		
第19条の2	大臣に提出し	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し
第20条	大臣の承認	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の承認

（電子情報処理組織による申請等）

第21条の3 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条第2項の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項及び第4項の規定に基づく変更等の申請、第11条の規定に基づく事故の報告、第12条第1項及び第2項の規定に基づく状況報告、第13条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第15条第2項の規定に基づく支払請求、第17条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第19条第2項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第19条の2第1項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第20条第1項の規定に基づく財産の処分の届出、同条第2項の規定に基づく財産の処分の包括承認届出、同条第3項の規定に基づく財産の処分の包括承認届出書に関する報告又は第20条の2第1項の規定に基づく財産の処分による収入の納付（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものという。）により行うことができる。

2 前項の規定により行われる申請等の場合において、第21条中「正本1通に副本1通（辺地共聴施設整備事業にあっては正本1通）を添えて」とあるのは、「1通を」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第21条の4 大臣は、交付申請等に係る第7条第1項の規定に基づく通知、第10条第3項の規定に基づく通知、第11条の規定に基づく指示、第12条第1項の規定に基づく要求、第14条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第16条第4項及び第17条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第16条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第17条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第2項の規定に基づく承認若しくは指示、第19条の2第1項の規定に基づく承認、第20条の2第2項の規定に基づく返還命令又は同条第3項の規定に基づく納付命令（以下「通知等」という。）については、補助事業者が電子情報処理組織を使用する方法による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合には、当該方法により通知等を行うことができる。

（補足事項）

第22条 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備助成事業）を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。

2 デジタル受信相談・対策事業を行う補助事業者（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限り。）を使用することができる。

（その他必要な事項）

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年11月25日総基移第380号）

- この要綱は、平成17年11月25日から施行する。
- 電波遮へい対策事業費補助金交付要綱（平成11年8月6日郵電移第19号）は、廃止する。
- この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の電波遮へい対策事業費補助金交付要綱によりした処分、手続その他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときは、本要綱の規定によりしたものとする。
- 「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に基づき平成20年度予算により実施される事業であって、特定地上基幹放送事業者が行う地上アナログテレビ放送が受信できない地域において当該特定地上基幹放送事業者の放送に係る地上デジタルテレビ放送用施設及び設備を特定地上基幹放送事業者等が整備する事業は、この要綱の第3条（2）イ（ア）の規定にかかわらず、デジタルテレビ中継局整備事業とする。

5 「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)に基づき平成21年度予算により実施される事業であつて、特定地上基幹放送事業者が行う地上アナログテレビ放送が受信できない地域において当該特定地上基幹放送事業者の放送に係る地上デジタルテレビ放送用施設及び設備を整備する事業については、この要綱の第3条(2)イ(ア)の規定にかかわらず、デジタルテレビ中継局整備事業とする。

6 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域(東京都を除く。)において、災害により被害を受けた施設又は設備に対する本要綱の適用については、次のとおりとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条(2)ア	設置する	整備する
第3条(2)イ(イ)①	地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設(以下「有線共聴施設」という。)に改修する又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局(以下「無線共聴施設」という。)に置換する	地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設(以下「有線共聴施設」という。)又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局(以下「無線共聴施設」という。)に整備する
第3条(2)イ(イ)②、第3条(2)イ(キ)③	設置する	整備する
第3条(2)イ(オ)①	地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設に改修する又は無線共聴施設に置換するもの	地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設又は無線共聴施設に整備するもの
第3条(2)イ(カ)、第3条(2)イ(キ)①	改修する	整備する
第3条(2)イ(コ)③(a)	別表第1に掲げる経費の2分の1に相当する額	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額
第3条(2)イ(コ)④	別表第1に掲げる経費(別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の2倍未満の場合には、別表第1に掲げる経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を当該経費の総額から差し引いた額の2倍に相当する額)の2分の1に相当する額	別表第1に掲げる経費の2分の1に相当する額
第3条(2)イ(コ)⑤(a)	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額(ただし、新たに設置する伝送路のうち15mを超える部分については定額)又は別表第1に掲げる経費から3万5千円を差し引いた額のいずれか低い方の額	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額(ただし、新たに設置する伝送路のうち15mを超える部分については定額)
第3条(2)イ(コ)⑤(c)	別表第1に掲げる経費(有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の5分の6に相当する額)の3分の2に相当する額を助成する。ただし、新たに設置する伝送路	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額を助成する。ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額

	のうち300mを超える部分については定額（別表第1に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。）	
第4条第1項	別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6）に相当する額を補助対象経費とする。	別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。
第5条第1項表中デジタルテレビ中継局整備事業の項	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、新たな難視地域を解消することを目的として整備するものにあつては、3分の2に相当する額	補助対象経費の3分の2に相当する額
第5条第1項表中辺地共聴施設改修整備事業の項	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額（別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍の額を差し引いた額を上限とする。）	補助対象経費の3分の2に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額
第5条第1項表中辺地共聴施設新設整備事業の項	ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額（別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額か	ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額

	ら加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。)	
第5条第2項	交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円(辺地共聴施設整備事業については、50万円)を下限とする。	交付決定の額(辺地共聴施設整備事業の交付決定の額を除く。)は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。

(2) 第3条(2)イ(シ)①に次を加える。

(d) 半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物を主な住居としている、あるいは住居としていた世帯の構成員又は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)又は災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号)による改正前の原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を受けた世帯の構成員

7 前項及び第8項、第9項の適用にあたって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第10条第3項の規定に金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第6条第1項各号に掲げる経費を交付する場合は、本要綱に定める様式を準用することができる。なお、交付する場合における当該経費の額に対する割合については、ては、前項及び第8、第9項を適用しない。

8 専ら災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正前の原子力災害対策特別措置法に基づく東日本大震災に伴う避難の勧告、指示又は退去命令を受けた区域(以下、「避難指示区域」という。)に居住していた者であって、平成27年4月1日以降に避難指示区域(福島県に限る。)に帰還する者に係る補助事業の本要綱の適用については、次のとおりとする(平成27年3月31日時点で既に帰還済みであって、本項に規定する補助事業の適用を受けていない場合を含む。)

(1) 次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条(2)イ(イ)①	地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設(以下「有線共聴施設」という。)に改修する又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局(以下「無線共聴施設」という。)に置換する	地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設(以下「有線共聴施設」という。)又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局(以下「無線共聴施設」という。)に整備する
第3条(2)イ(イ)②、 第3条(2)イ(キ)③	設置する	整備する
第3条(2)イ(オ)①	地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設に改修する又は無線共聴施設に置換するもの	地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設又は無線共聴施設に整備するもの
第3条(2)イ(カ)、第3条(2)イ(キ)①	改修する	整備する
第3条(2)イ(ケ)	地上アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっている地域で、デジタルテレビ中継局の整備により難視聴を解消する地域及びそれ以外の地域にあっては共聴施設等の地上系の代替手段によっても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に対し、又は、アンテナ工事が遅れる等の難視聴以外の原因により地上デジタルテレビ放送が視聴できない者(以下「一時利用対象者」という。)に対し、人工衛星による地上デジタルテレビ放送(日本放送協会(以下「協会」という。)及び放送対象地域が関東広域圏である特定地上基幹放送事業者の地上デジタルテレ	避難指示区域のうち、地上アナログテレビ放送が終了した平成24年3月31日においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっていた地域で、共聴施設等の地上系の代替手段によっても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に帰還する者(地上アナログテレビ放送を視聴していた者に限る。)のうち、次に掲げる受信設備による放送が受信できない者に対して暫定的に行う当該受信設備の整備(受信機器については貸与する場合に限る。)事業(以下「受信対策事業」という。)であって、法人が行うもの。 ① 13セグメント方式のOFDMフレームを構成する1個のセグメントを用いた放送(以下「ワンセグ

	ビ放送に限る。)の再放送(以下、「地デジ難視対策衛星放送」という。)等により難視聴対策を行う次の事業であって、法人が行うもの。 (以下、略)	放送」という。)を利用することにより、専ら住宅内において地上デジタルテレビ放送の受信を可能とする受信機器 ② 衛星放送の受信を可能とする設備
第3条(2)イ(コ)	次に掲げる事業であって、	次に掲げる事業の全てを行う事業であって、
第3条(2)イ(コ)①	周知・広報、相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務(受信障害対策共聴施設の地上デジタルテレビ放送への対応にあたって受信者と当該施設の管理者(地方公共団体を含む)との間の紛争に係る相談・調停及びBSアナログ放送の終了等に係る業務を含む。以下「広報等業務」という。)を行う事業をいう。	相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務を行う事業をいう。
第3条(2)イ(コ)②	デジタル混信対策事業費補助事業 デジタル混信対策事業に対し、別表第1に掲げる経費であって、次の各号の額を助成することによってデジタル混信対策事業を支援する事業をいう。 (以下、略)	辺地共聴施設改修整備事業費補助事業 辺地共聴施設改修整備事業に対し、別表第2に掲げる経費の3分の2に相当する額(新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額)を助成することによって辺地共聴施設改修整備事業を支援する事業をいう。
第3条(2)イ(コ)③(a)	別表第1に掲げる経費の2分の1に相当する額	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額
第3条(2)イ(コ)④	別表第1に掲げる経費(別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の2倍未満の場合には、別表第1に掲げる経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を当該経費の総額から差し引いた額の2倍に相当する額)の2分の1に相当する額	別表第1に掲げる経費の2分の1に相当する額
第3条(2)イ(コ)⑤(a)	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額(ただし、新たに設置する伝送路のうち15mを超える部分については定額)又は別表第1に掲げる経費から3万5千円を差し引いた額のいずれか低い方の額	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額(ただし、新たに設置する伝送路のうち15mを超える部分については定額)
第3条(2)イ(コ)⑤(c)	別表第1に掲げる経費(有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の5分の6に相当する額)の3分の2に相当する額	別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額を助成する。ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額

	る額を助成する。ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額(別表第1に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。)	
第3条(2)イ(コ)⑥	デジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業 デジタル放送用周波数再編対策事業に対し、別表第1に掲げる経費の定額に相当する額を助成することによってデジタル放送用周波数再編対策事業を支援する事業をいう。	暫定的難視聴対策事業費補助事業 暫定的難視聴対策事業に対し、別表第2の受信対策事業の欄に掲げる経費の定額に相当する額を助成することによって暫定的難視聴対策事業を支援する事業をいう。
第4条第1項	別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額(地上デジタル放送送受信環境整備事業(デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。)に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。)とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満)の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6)に相当する額を補助対象経費とする。	別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額(地上デジタル放送送受信環境整備事業(デジタルテレビ中継局整備事業及び辺地共聴施設整備事業を除く。)に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。)とする。
第5条第1項表中デジタルテレビ中継局整備事業の項	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、新たな難視地域を解消することを目的として整備するものにあつては、3分の2に相当する額	補助対象経費の3分の2に相当する額
第5条第1項表中辺地共聴施設改修整備事業の項	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額(別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍の額を差し引いた額を上限と	補助対象経費の3分の2に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額

	する。)	
第5条第1項表中辺地共聴施設新設整備事業の項	ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額（別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。)	ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額
第5条第2項	交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円（辺地共聴施設整備事業については、50万円）を下限とする。	交付決定の額（辺地共聴施設整備事業の交付決定の額を除く。）は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。
第8条の2（1）	デジタル混信対策事業 ア デジタル混信対策事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。 （ア）有効性：デジタル混信対策事業によって、他の電波の影響による難視聴が解消又は防止されるものであること。 （イ）公平性：他の電波の影響による難視聴の解消又は防止を図るために、必要最低限の工事であること。 イ デジタル混信対策事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有する者を助成すること。ただし、第3条（2）イ（コ）②(b)及び(c)に掲げる有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信側設備の工事に係る助成を行う場合はこの限りでない。	辺地共聴施設改修整備事業費補助事業 ア 辺地共聴施設改修整備事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。 （ア）有効性：辺地共聴施設改修整備事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。 （イ）公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、適正な価額の工事であること。 （ウ）経済性：有線放送設備に置換する場合に助成の対象とする経費は、辺地共聴施設を改修する場合に対象となる経費を上限とすること。 イ 辺地共聴施設改修整備事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、交付額を除く額の確保に関して証明可能なものを助成すること。
第8条の2（5）	デジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業 デジタル放送用周波数再編対策事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。 （ア）有効性：デジタル放送用周波数再編対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。 （イ）公平性：デジタル放送用周波数再編対策事業による放送用施設及び設備又は有線放送設備又は有線共聴施設若しくは受信設備の整備は、必要最低限の工事であること。	暫定的難視聴対策事業費補助事業 ア 暫定的難視聴対策事業で実施する設備整備の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。 （ア）有効性：暫定的難視聴対策事業によって、ワンセグ放送又は衛星放送の受信が可能となるものであること。 （イ）公平性：ワンセグ放送又は衛星放送の受信のために、必要最低限の工事又は支援であること。 イ 個人情報の適正な取扱いを図ること。
第21条	辺地共聴施設整備事業にあつては正本1通	辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業にあつては正本1通

第21条の2表左欄中	第20条の2、第21条	第20条の2
第21条の2表右欄中	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）	東北総合通信局長
別表第2「5 無線システム普及支援事業（暫定的難視聴対策事業に限る。）」の項中	地デジ難視聴対策衛星放送の受信を可能とする設備整備並びに有線放送設備を暫定的に利用することにより地上デジタルテレビ放送の再放送を一時的に視聴可能とするために必要な加入及び視聴に要する経費	ワンセグ放送を利用することにより、専ら住宅内において地上デジタルテレビ放送の受信を可能とする受信機器及び衛星放送の受信を可能とする設備の整備に要する経費
別表第3「2 無線システム普及支援事業（デジタル受信相談・対策事業に限る。）」の項中	地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行う上で必要な広報等業務に係る業務委託経費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行う上で必要な相談・支援等業務に係る業務委託経費
	デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業	辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業
	別表第1に掲げるデジタル混信対策事業、受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視聴対策事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業の実施に必要な助成金の額	別表第1に掲げる受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視聴対策事業及び受信機器購入等対策事業並びに別表第2に掲げる辺地共聴施設改修整備事業及び暫定的難視聴対策事業の実施に必要な助成金の額
	デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費	受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業、受信機器購入等対策事業費補助事業、辺地共聴施設改修整備事業及び暫定的難視聴対策事業費補助事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費
様式第1号、様式第6号、様式第8号、様式第16号、様式第17号	災害救助法適用地域に係る	福島原発避難区域等に係る
	辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長	辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長
	デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業	辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業
様式第2号	災害救助法適用地域に係る	福島原発避難区域等に係る
	辺地共聴施設整備事業にあつては、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長	辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業にあつては、東北総合通信局長
	デジタル混信対策事業費補助事業、受	辺地共聴施設改修整備事業費補助事

	信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業	業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業
	(注) 辺地共聴施設整備事業の場合は、「大臣」とあるのを「管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長」に読み替える。	(注) 辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、「総務大臣（以下「大臣」という。）」とあるのを「東北総合通信局長（以下「局長」という。）」に、「大臣の」とあるのを「局長の」に、「大臣から」とあるのを「局長から」に、「大臣に」とあるのを「局長に」に、「大臣が」とあるのを「総務大臣が」に読み替える。
様式第 3 号、様式第 7 号、様式第 10 号	災害救助法適用地域に係る	福島原発避難区域等に係る
	辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長	辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長
様式第 4 号	災害救助法適用地域に係る	福島原発避難区域等に係る
	辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長	辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長
	デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業	辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業
	デジタル混信対策事業	辺地共聴施設改修整備事業
	デジタル放送用周波数再編対策事業	暫定的難視聴対策事業
様式第 5 号	災害救助法適用地域に係る	福島原発避難区域等に係る
	辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長	辺地共聴施設整備事業のデジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長
	デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業	辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業
	(注) 辺地共聴施設整備事業の場合は、「大臣」とあるのを「管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長」に読み替える。	(注) 辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、「総務大臣（以下「大臣」という。）」とあるのを「東北総合通信局長（以下「局長」という。）」に、「大臣の」とあるのを「局長の」に、「大臣から」とあ

		るのを「局長から」に、「大臣に」とあるのを「局長に」に、「大臣が」とあるのを「総務大臣が」に読み替える。
様式第9号	総務大臣 殿	総務大臣 殿（注）
様式第11号、様式第12号、様式第14号	総務大臣 殿 災害救助法適用地域に係る	総務大臣 殿（注） 福島原発避難区域等に係る
様式第13号	総務大臣 殿 災害救助法適用地域に係る デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業	総務大臣 殿（注） 福島原発避難区域等に係る 辺地共聴施設改修整備事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業、暫定的難視聴対策事業費補助事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業
様式第15号	総務大臣 殿 氏名（注1） 災害救助法適用地域に係る （注1）法人の連携主体にあっては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表者」 2 事業の実施状況（注2） （注2）補助金申請書	総務大臣 殿（注1） 氏名（注2） 福島原発避難区域等に係る （注1）デジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長を記載すること。 2 事業の実施状況（注3） （注3）補助金申請書
様式第18号、様式第19号	辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長	辺地共聴施設整備事業及びデジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長

- (2) 第3条(2)イ(コ)に次を加える。
- ⑦ 受信機器購入等対策事業費補助事業のうち受信料全額免除世帯支援事業(e)に限るもの
受信機器購入等対策事業（受信料全額免除世帯支援事業(e)に限る。）に対し、別表第1に掲げる経費を助成することによって受信機器購入等対策事業を支援する事業をいう。
- (3) 第3条(2)イ(シ)①に次を加える。
- (d) 半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物を主な住居としている、あるいは住居としていた世帯の構成員又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）又は災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「旧原子力災害対策特別措置法」という。）に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を受けた世帯の構成員
- (e) 前(d)号に規定する旧原子力災害対策特別措置法に基づく避難の勧告、指示又は退去命令（以下、「避難指示等」という。）を受け、平成27年4月1日以降に当該避難指示等があった区域に帰還する世帯の構成員（当該避難指示等が解除され、放送受信料の免除の期間が終了した場合を含む。）
- (4) 第8条の2に次を加える。
- (6) 受信機器購入等対策事業費補助事業のうち受信料全額免除世帯支援事業(e)に限るもの
ア 受信機器購入等対策事業で実施する工事又は支援の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。
（ア）有効性：受信機器購入等対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。
（イ）公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限の工事又は支援であること。
イ 個人情報の適正な取扱いを図ること。
- (5) 第21条の2表に次を加える。

第21条	大臣	東北総合通信局長
	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ）を経由して	東北総合通信局長を経由して、大臣に

(6) 様式第4号別紙第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 受信機器購入等対策事業

受信機器購入等対策事業の実施主体	受信機器購入等対策事業の概要	受信機器購入等対策事業の実施（工事）期間		受信機器購入等対策事業（総額）	受信機器購入等対策事業（助成費）（注）	助成率（補助率）
		始期	終期			
合計						—

(7) 様式第9号、様式第11号、様式第12号、様式第13号及び様式第14号の本文に次の注書きを加える。

(注) デジタル受信相談・対策事業の場合は、東北総合通信局長を記載すること。

(8) 様式第15号の本文に次の注書きを加える。

(注2) 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」

9 東日本大震災に係る災害救助法が適用された市町村（岩手県、宮城県、福島県の市町村に限る。）のうち、財政力指数が0.42未満であって、令和2年度末までに、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害（以下「激甚災害」という。）を受けた市町村において、当該激甚災害による被害を受けた施設又は設備に対する本要綱の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条（2）イ（イ）②	地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しない地域（以下「新たな難視地域」という。）となる場合	地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しない地域（以下「新たな難視地域」という。）となる場合（有線共聴施設が激甚災害による被害を受け、難視聴地域となった場合を含む。）
	有線共聴施設又は無線共聴施設を	有線共聴施設（有線放送設備を利用するものを含む。）又は無線共聴施設を
第3条（2）イ（イ）②	設置する	整備する
第4条第1項	なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては5分の6）に相当する額を補助対象経費とする。	なお、辺地共聴施設整備事業（辺地共聴施設新設整備事業に限る。）であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する被災世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の3倍未満（財政力指数が0.3未満の市町村の場合にあっては4倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する被災世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の2分の3（財政力指数が0.3未満の市町村の場合にあっては3分の4）に相当する額を補助対象経費とする。

第5条第1項表中辺地共聴施設新設整備事業の項	補助対象経費の3分の2に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額（別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。）	補助対象経費の3分の1に相当する額（財政力指数が0.3未満の市町村の場合にあっては、2分の1に相当する額）。 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額（別表第2に掲げる経費の総額が加入する被災世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の3倍未満（財政力指数が0.3未満の市町村の場合にあっては4倍未満）の場合を除き、当該経費の総額から加入する被災世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の3倍の額（財政力指数が0.3未満の市町村の場合にあっては4倍の額）を差し引いた額を上限とする。）
第5条第2項	交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円（辺地共聴施設整備事業については、50万円）を下限とする。	交付決定の額（辺地共聴施設新設事業の交付決定の額を除く。）は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。
第21条の2表右欄中	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）	東北総合通信局長

- 10 大臣は、離島伝送用専用線設備維持管理事業については、令和3年度から令和7年度までに実施される補助事業に限り、予算の範囲内において補助事業者に補助金を交付することができるものとする。

附 則（平成18年10月4日総情上第206号）
この要綱は、平成18年10月4日から施行する。

附 則（平成19年4月1日総情上第57号）
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日総情上第84号）
この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則（平成20年10月16日総情デ第39号）
この要綱は、平成20年10月16日から施行する。

附 則（平成20年12月1日総基移第401号）
この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日総情上第40号）
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月12日総情上第114号）
この要綱は、平成21年5月12日から施行する。

附 則（平成21年6月10日総情上第140号）

- この要綱は、平成21年6月10日から施行する。
- 「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に基づき平成21年度予算により実施される事業については、この要綱中第3条、第5条、第8条の2及び別表第1から第3までの規定にかかわらず、次のように読み替えて適用することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 無線システム普及支援事業

次に掲げる事業をいう。

ア 地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業（略称：地上デジタル放送送受信環境整備事業）

(ア) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

地上デジタル放送送受信環境整備事業に係る周知、広報、相談、調査、分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務（BSアナログ放送の終了等に係る業務を含む。以下「広報等業務」という。）を行う事業をいう。

(イ) 受信障害対策紛争処理事業

全ての都道府県に拠点を置き、受信障害対策共聴施設の地上デジタルテレビ放送への対応にあたって受信者と当該施設の管理者との間に紛争が生じた場合における当該紛争を処理する事業をいう。

(ウ) 受信障害対策共聴施設整備事業

① 受信障害対策共聴施設ケーブルテレビ移行事業

建築物その他の工作物による影響により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された小規模等の共聴施設を有線放送設備への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする事業であって、法人又は当該施設の管理者が行うもの

② 受信障害対策共聴施設新設整備事業

建築物その他の工作物による影響により、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的として、受信障害対策共聴施設を設置する事業であって、法人又は当該施設の管理者（共聴組合を含み、地方公共団体を除く。以下同じ。）が行うもの（当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物その他の工作物が設置されたことに起因する場合を除く。）

(エ) 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業

受信障害対策共聴施設整備事業に対し、次の各号の額を助成することによって受信障害対策共聴施設整備事業を支援する事業をいう。

① 受信障害対策共聴施設ケーブルテレビ移行事業にあつては、経費（別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の2倍未満の場合には、別表第1に掲げる経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を当該経費の総額から差し引いた額の2倍に相当する額）の2分の1に相当する額

② 受信障害対策共聴施設新設整備事業にあつては、経費（別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の3倍未満の場合には、別表第1に掲げる経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を当該経費の総額から差し引いた額の2分の3に相当する額）の3分の2に相当する額

(オ) 共同住宅共聴施設整備事業

老朽化、小規模等の共同住宅に設置されている地上アナログテレビ放送対応の共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設に改修する又は有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする事業であって、法人又は当該施設の管理者が行うもの

(カ) 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

共同住宅共聴施設整備事業に対し、経費（別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の2倍未満の場合には、別表第1に掲げる経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を当該経費の総額から差し引いた額の2倍に相当する額）の2分の1に相当する額を助成することによって共同住宅共聴施設整備事業を支援する事業をいう。

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県又は市町村（辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分		額
無線システム普及支援事業 地上デジタル放送送受信環境整備事業	デジタルテレビ中継局整備事業	地上デジタルテレビ放送への移行に伴い同放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しないこととなる地域を解消することを目的とするものにあつては、3分の2に相当する額
	辺地共聴施設整備事業	辺地共聴施設改修整備事業
	新たに設置する伝送路のうち1kmを超える部分については定額（別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍の額を差し引いた額を上限とする。）	
	地上デジタルテレビ放送普及促進事業	
	受信障害対策紛争処理事業	
	受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業	
	共同住宅共聴施設整備事業費補助事業	

- 2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円（辺地共聴施設整備事業については、50万円）を下限とする。

（補助事業を行う際配慮すべき事項）

第8条の2 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業又は共同住宅共聴施設整備事業費補助事業を行う補助事業者は、次の各号に掲げる事業を行う者への助成に当たって、当該各号に定める事項に配慮して行うものとする。

（1）受信障害対策共聴施設整備事業

ア 受信障害対策共聴施設整備事業を的確に遂行するために、必要な関係者（共聴施設の管理者及び受信者）の同意を得ている者を助成すること。

イ 受信障害対策共聴施設整備事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。

（ア）有効性：建造物の影響による難視聴の解消を目的として行い、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。

（イ）公平性：建造物その他の工作物の影響による難視聴解消を図るために、適正な価額の工事であること。

（ウ）経済性：有線放送設備に置換する場合に要する経費は、受信障害対策共聴施設を改修する場合に要する経費よりも低いこと。

ウ 受信障害対策共聴施設整備事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、交付額を除く額の確保に関して証明可能な者を助成すること。

（2）共同住宅共聴施設整備事業

ア 共同住宅共聴施設整備事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。

（ア）有効性：共同住宅共聴施設整備事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。

（イ）公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、適正な価額の工事であること。

（ウ）経済性：有線放送設備に置換する場合に要する経費は、共同住宅共聴施設を改修する場合に要する経費よりも低いこと。

イ 共同住宅共聴施設整備事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、交付額を除く額の確保に関して証明可能なものを助成すること。

- 2 前項に掲げる事業を助成する補助事業者は、当該事業を行う者への助成に当たっては、公正な審査の確保に努めなければならない。

別表第 1

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（受信障害対策共聴施設整備事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信又は放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 （ア） 鉄塔 （イ） 局舎 （ウ） 外構施設 （エ） 受電設備（電力引込み送電線を含む。） （オ） 送受信アンテナ （カ） 送受信機（予備送受信機を含む。） （キ） 伝送用専用線 （ク） ケーブル （ケ） 中継増幅装置 （コ） 電源設備（予備電源設備を含む。） （サ） 警報装置 （シ） 監視装置 （ス） 制御装置 （セ） 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 有線放送設備を設置又は受信障害対策共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費 （ア） 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの （イ） 有線放送設備を利用するための契約料 エ 附帯工事費
無線システム普及支援事業（共同住宅共聴施設整備事業に限る。）	施設・設備費	ア 放送の受信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 （ア） 鉄塔 （イ） 局舎 （ウ） 外構施設 （エ） 受電設備（電力引込み送電線を含む。） （オ） 送受信アンテナ （カ） 送受信機（予備送受信機を含む。） （キ） 伝送用専用線 （ク） ケーブル （ケ） 中継増幅装置 （コ） 電源設備（予備電源設備を含む。） （サ） 警報装置 （シ） 監視装置 （ス） 制御装置 （セ） 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 共同住宅共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送の視聴を可能とするための経費

		(ア) 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの (イ) 有線放送設備を利用するための契約料 エ 附帯工事費
--	--	---

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（地上デジタルテレビ放送普及促進事業に限る。）	(1) 物品費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業に必要な備品の購入、借用又は据付けに必要な経費、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、補助対象事業に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、修繕又は据付けに必要な経費
	(2) 労務費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業に従事する者等に対する労務費
	(3) 業務委託費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行う上で必要な広報等業務に係る業務委託経費
	(4) 諸経費	文献購入費、光熱水料、回線使用料、コンピュータ使用料、通信・運送費、旅費、周知広報費及び施設使用料、謝金等の地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行うために必要な経費
無線システム普及支援事業（受信障害対策紛争処理事業に限る。）	(1) 物品費	受信障害対策紛争処理事業に必要な備品の購入、借用又は据付けに必要な経費、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、補助対象事業に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、修繕又は据付けに必要な経費
	(2) 労務費	受信障害対策紛争処理事業に従事する者等に対する労務費
	(3) 業務委託費	受信障害対策紛争処理事業を行う上で必要な業務委託経費
	(4) 諸経費	文献購入費、光熱水料、回線使用料、コンピュータ使用料、通信・運送費、旅費、周知広報費及び施設使用料、謝金等の受信障害対策紛争処理事業を行うために必要な経費

別表第3

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業に限る。）	(1) 助成費	別表第1に掲げる受信障害対策共聴施設整備事業の実施に必要な助成金の額
	(2) 事務費	受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業に附帯して必要な最低限の事務費
無線システム普及支援事業（共同住宅共聴施設整備事業費補助事業に限る。）	(1) 助成費	別表第1に掲げる共同住宅共聴施設整備事業の実施に必要な助成金の額
	(2) 事務費	共同住宅共聴施設整備事業費補助事業に附帯して必要な最低限の事務費

- 3 前項の規定により実施される事業に係る様式第1号から第14号までの適用については、「デジタル受信相談・対策事業」を「地上デジタルテレビ放送普及促進事業、受信障害対策紛争処理事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業又は共同住宅共聴施設整備事業費補助事業」と、「地上デジタルテレビ放送普及促進事業」を「地上デジタルテレビ放送普及促進事業又は受信障害対策紛争処理事業」と、「デジタル混信対策事業」を「受信障害対策共聴施設整備事業又は共同住宅共聴施設整備事業」と、「受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業」を「受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業又は共同住宅共聴施設整備事業費補助事業」とする。

附 則（平成21年12月28日総情上第305号）
この要綱は、平成21年12月28日から施行する。

附 則（平成22年2月1日総情上第4号）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度に完了した事業の実績報告、額の確定等及び支払並びに平成21年度に事業が完了せずに国の会計年度が終了したときの年度終了実績報告については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に補助金が交付決定されている電波遮へい対策事業に係る第5条の適用については、同条の表電波遮へい対策事業の項中「補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、鉄道トンネルを対象とする場合にあっては、3分の1に相当する額」を「補助対象経費の2分の1に相当する額」とする。
- 4 沖縄県が同県南大東村及び北大東村において地上デジタルテレビ放送用施設及び設備を整備する事業については、この要綱中第3条（2）イ（ア）及び第5条の規定にかかわらず、デジタルテレビ中継局整備事業とし、補助対象経費の3分の2に相当する額を予算の範囲内において沖縄県に補助する。

附 則（平成22年8月31日総情上第210号）
この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成22年12月10日総情上第265号）

- 1 この要綱は、平成22年12月10日から施行する。
- 2 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月26日閣議決定）に基づき平成22年度予算により実施される事業については、この要綱中第3条、第5条、第8条の2、第9条及び別表第1から第3までの規定にかかわらず、次のように読み替えて適用することができる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）無線システム普及支援事業

次に掲げる事業をいう。

ア 地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業（略称：地上デジタル放送送受信環境整備事業）

（ア）地上デジタルテレビ放送普及促進事業

次に掲げる目的を達成するため、周知・広報、相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務を行う事業であって、法人が行うもの

- ① 建築物その他の工作物による影響により、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的とするもの
- ② 地上デジタルテレビ放送によって、建築物その他の工作物による影響による地上アナログテレビ放送の難視聴が解消される地域において、地上デジタルテレビ放送の普及促進を目的とするもの
- ③ 地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設が設置されていない老朽化、小規模等の共同住宅について、当該施設の設置促進を目的とするもの

（イ）暫定的難視聴対策事業

地上アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっている地域で、デジタルテレビ中継局の整備により難視聴を解消する地域並びにそれ以外の地域にあっては共聴施設等の地上系の代替手段によっても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に対し、人工衛星による地上デジタルテレビ放送（日本放送協会及び放送対象地域が関東広域圏である特定地上基幹放送事業者の地上デジタルテレビ放送に限る。）の再放送（以下、「地デジ難視対策衛星放送」という。）等により難視聴対策を行う次の事業であって、法人が行うもの

① 送信・利用者管理事業

地デジ難視対策衛星放送を行う基幹放送事業及び暫定的難視聴対策事業に係る利用者管理を行うもの

② 受信対策事業

地デジ難視対策衛星放送の利用対象者のうち、現に地上アナログテレビ放送を視聴している世帯であって当該放送の受信設備を有しない世帯に対して次の支援を行うもの

（a）地デジ難視対策衛星放送の受信を可能とする設備整備（受信機器については貸与する場合に

限る。)を支援するもの

(b) 地デジ難視対策衛星放送の代替として有線放送設備を暫定的に利用することにより地上デジタルテレビ放送の再放送を一時的に視聴可能とするために支援するもの

(ウ) 地上デジタルテレビ放送コールセンター事業

デジタル受信相談・対策事業を実施する者による管理によって、地上デジタルテレビ放送に関して広く国民一般からの電話による問い合わせ及び講習・研修の依頼を受けて対応（ＢＳアナログ放送の終了等に係る問い合わせを含む。）を行う事業であって、法人が行うもの

(エ) 受信機器購入等対策事業

地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備を行う事業であって、地上アナログテレビ放送の受信設備を設置し、かつ、協会との放送受信契約を締結している、あるいは、締結しようとしている世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯が行うもの

(オ) 受信機器購入等対策事業費補助事業

受信機器購入等対策事業に対し、別表第１に掲げる経費を助成することによって受信機器購入等対策事業を支援する事業であって、法人が行うもの

(交付額)

第５条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人に補助する。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分			額
無線システム 普及支援事業	地上デジタルテレビ放送普及促進事業		定額
	暫定的難視聴対 策事業	送信・利用者管理事業	補助対象経費の3分の2に相当する額
		受信対策事業	定額
	地上デジタルテレビ放送コールセンター事 業		定額
	受信機器購入等対策事業費補助事業		定額

２ 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、１件当たり１００万円を下限とする。

(補助事業を行う際配慮すべき事項)

第８条の２ 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、受信機器購入等対策事業を行う者への助成に当たって、次の各号に定める事項に配慮して行うものとする。

(１) 受信機器購入等対策事業で実施する支援の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。

ア 有効性：受信機器購入等対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。

イ 公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限の支援であること。

(２) 個人情報の適正な取扱いを図ること。

２ 前項に掲げる事業を助成する補助事業者は、当該事業を行う者への助成に当たっては、公正な審査の確保に努めなければならない。

(契約)

第９条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

２ 地上デジタルテレビ放送普及促進事業、暫定的難視聴対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者が前項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。

- (１) 契約者
- (２) 契約年月日
- (３) 契約の方法
- (４) 契約の内容

- 3 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを大臣に提出しなければならない。
- 4 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」という。）を調達する場合において、調達するチューナーの保証期間は少なくとも3年以上とするものとする。
- 5 受信機器購入等対策事業費補助事業においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る支援を全国的に実施する必要があるとともに、支援後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、迅速かつ円滑に事業を実施することが社会的に求められていること等にかんがみ、当該期限までに支援を滞りなく実施するために必要な数量のチューナーを確保するものとする。

別表第1

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（受信機器購入等対策事業に限る。）	施設・設備費	放送の受信に必要なチューナーの取得に要する経費

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（地上デジタルテレビ放送普及促進事業に限る。）	物品費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業に必要な備品の購入、借用又は据付けに必要な経費、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、補助対象事業に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、修繕又は据付けに必要な経費
	労務費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業に従事する者等に対する労務費（各々の労務費は、基本給のほか、賞与、家族手当、住居手当及び法定福利費を含み、退職金を除く。）
	諸経費	文献購入費、光熱水料、回線使用料、コンピュータ使用料、通信・運送費、旅費、周知広報費、施設使用料、謝金及び委託費等の地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行うために必要な経費
無線システム普及支援事業（地上デジタルテレビ放送コールセンター事業に限る。）	物品費	地上デジタルテレビ放送コールセンター事業に必要な備品の購入、借用又は据付けに必要な経費、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、補助対象事業に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、修繕又は据付けに必要な経費
	労務費	地上デジタルテレビ放送コールセンター事業に従事する者等に対する労務費（各々の労務費は、基本給のほか、賞与、家族手当、住居手当及び法定福利費を含み、退職金を除く。）
	諸経費	文献購入費、光熱水料、回線使用料、コンピュータ使用料、通信・運送費、旅費、周知広報費、施設使用料、謝金及び委託費等の地上デジタルテレビ放送コールセンター事業を行うために必要な経費

別表第3

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及送信・利用者管理事業	業務委託費	地デジ難視聴対策衛星放送を行う基幹放送及び利用者管理に係る業務委託経費

支援事業 (暫定的 難視聴対 策事業に 限る。)	業	事務費	送信・利用者管理事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費
	受信対策 事業	受信設備整備・貸与事業 費	地デジ難視聴対策衛星放送の受信を可能とする設備整備並びに有線放送設備を暫定的に利用することにより地上デジタルテレビ放送の再放送を一時的に視聴可能とするために必要な加入及び視聴に要する経費
		事務費	受信対策事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費
無線システム普及支援 事業(受信機器購入等 対策事業費補助事業に 限る。)		助成費	別表第1に掲げる受信機器購入等対策事業の実施に必要な助成金の額
		事務費	受信機器購入等対策事業費補助事業に附帯して必要な最低限の事務費

3 前項の規定により実施される事業に係る様式第1号から第14号までの適用については、「地上デジタルテレビ放送コールセンター事業」を「地上デジタルテレビ放送コールセンター事業又は地上デジタルテレビ放送普及促進事業」とする。

4 第2項の規定により実施される受信機器購入等対策事業費補助事業に係る様式第2号及び様式第5号の適用にあたっては、別紙2中(3)及び(4)を次のように読み替えて適用する。

(3) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」という。）を調達する場合において、調達するチューナーの保証期間は少なくとも3年以上とするものとする。

(4) 受信機器購入等対策事業費補助事業においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあつては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る支援を全国的に実施する必要があるとともに、支援後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、迅速かつ円滑に事業を実施することが社会的に求められていること等にかんがみ、当該期限までに支援を滞りなく実施するために必要な数量のチューナーを確保するものとする。

附 則（平成23年3月8日総情上第27号）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度に完了した事業の実績報告、額の確定等及び支払並びに平成22年度に事業が完了せずに国の会計年度が終了したときの年度終了実績報告については、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月25日総情上第83号）

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

附 則（平成23年7月6日総情上第107号）

- 1 この要綱は、平成23年7月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱によりした処分、手続その他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときは、本要綱の規定によりしたものとみなす。

附 則（平成23年10月12日総情上第176号）

この要綱は、平成23年10月12日から施行する。

附 則（平成23年11月7日総情上第183号）

- 1 この要綱は、平成23年11月21日から施行する。
- 2 「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針」（平成23年10月7日閣議決定）に基づき平成23年度予算により実施される事業については、この要綱中「電波利用料財源」を「復興財源等」と読み替えて、本要綱を適用することができる。

附 則（平成24年2月17日総情上第25号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条、第20条の2第2項及び第21条の改正規定については、公布の日から施行する。

附 則（平成25年5月10日総情デ第47号）

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則（平成25年7月1日総基重第59号）

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年11月28日総基重第128号）

この要綱は、平成25年11月28日から施行する。

附 則（平成26年6月10日総情上第93号）

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

附 則（平成27年3月30日総基重第25号）

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則（平成27年4月23日総情デ第16号）

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則（平成28年5月24日総情地第45号）

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

附 則（平成29年1月24日総情域第3号）

この要綱は、平成29年1月24日から施行する。

附 則（平成29年3月30日総基移第61号）

- 1 この要綱は、平成29年3月30日から施行する。
- 2 平成28年度に完了した周波数有効利用促進事業の実績報告、額の確定等及び支払並びに平成28年度に事業が完了せずに国の会計年度が終了したときの年度終了実績報告については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日総基移第85号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日総基事第53号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月5日総情上第9号）

- 1 この要綱は、令和元年6月5日から施行する。
- 2 この要綱の適用の際、現に交付又は交付決定されている補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月26日総基移第60号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用の際、携帯電話等エリア整備事業について、現に交付又は交付決定されている補助金、令和元年度予算を繰り越して令和2年度に交付決定する補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月19日総基事第98号）

- 1 この要綱は、令和2年5月19日から施行する。
- 2 「緊急経済対策」（令和2年4月20日「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に関する閣議決定）に基づき令和2年度補正予算により実施される事業については、この要綱中第3条、第5条、別表第1から第3まで及び【補足事項】3の規定にかかわらず、次のように読み替えて適用することができる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）無線システム普及支援事業
次に掲げる事業をいう。

ア 高度無線環境整備推進事業

(ア) 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備の整備をすることを目的とする、次に掲げる事業をいう。

① 伝送用専用線設備整備助成事業

電気通信事業者（②に掲げる者を除く。）が伝送用専用線設備の整備を行う事業に対して、別表第1に掲げる経費を助成する事業であって、一般社団法人等が行うもの

② 伝送用専用線設備整備事業

都道府県、市町村（本事業において、一部事務組合及び広域連合を含む）又は第三セクター法人が整備主体となって直接伝送用専用線設備の整備を行うもの

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村に補助する。ただし、算出された額に1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分			額
無線システム普及支援事業	高度無線環境整備推進事業	伝送用専用線設備整備助成事業	助成費にあつては補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、離島地域を整備する場合にあつては、2分の1に相当する額 なお、事務費にあつては定額
		伝送用専用線設備整備事業	都道府県、市町村にあつては、補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 離島地域を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額 (2) (1) 以外の場合で、財政力指数0.5以上の市町村が整備する場合にあつては3分の1に相当する額 第三セクター法人にあつては、補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、離島地域を整備する場合にあつては、2分の1に相当する額

2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。

別表第1

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器

		(ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ ア又はイの施設・設備の設置に係る附帯工事費 エ アからウまでに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） オ エの整備に係る附帯工事費
--	--	--

別表第 2

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業 （伝送用専用線設備整備事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

別表第 3

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業 （伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）	(1) 助成費	別表第 1 に掲げる伝送用専用線設備整備助成事業の実施に必要な助成金の額
	(2) 事務費	伝送用専用線設備整備助成事業に附帯して一般社団法人等が行う必要な最低限の事務費（(2)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表第 1 及び別表第 2 の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表第 1 及び別表第 2 の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (3) 高度無線環境整備推進事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む都道府県又は市町村において事業を行うものに限る。ただし、伝送用専用線設備が未整備の学校（小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。）が含まれる地域であり、かつ、当該地域を有する市町村における財政力指数（地方公共団体の主要財政指標として総務省が公表するもの）の最新の公表値が 0.8 以下の地域又は人口密度 500 人/㎢以下の町字において整備を行う場合はその限りでない。

- ① 過疎地（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をいう。）
 - ② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
 - ③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
 - ④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
 - ⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
 - ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
 - ⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）
- (4) 高度無線環境整備推進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
- ① 無線設備については、補助事業者又は間接補助事業者（その連携主体を含む）の責任において設置するものとし、国庫補助の対象は伝送用専用線設備に限られる。
 - ② 伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備整備助成事業において、補助事業者、間接補助事業者又はその連携主体は、事業の終了後に、光ファイバ整備計画及び無線局運用計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、報告書を補助事業者においては大臣に、間接補助事業者又はその連携主体は一般社団法人等に提出するものとする。また、一般社団法人等は受領した報告書を大臣に提出するものとする。大臣は、報告書の提出を受けたときは、補助事業者、一般社団法人等に対し、必要な助言をすることができる。
 - ③ 伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備整備助成事業において、事業の目的に沿った無線局が確実に機能できるように、また、事業終了後速やかに無線局が開設されるように留意すること。

附 則（令和2年6月29日総基事第133号）

- 1 この要綱は、令和2年6月29日から施行する。
- 2 「令和2年度一般会計補正予算（第2号）等について」（令和2年5月27日閣議決定）に基づき令和2年度第二次補正予算により実施される事業については、この要綱中第3条、第5条、別表第1から第3まで及び【補足事項】3の規定にかかわらず、次のように読み替えて適用することができる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）無線システム普及支援事業

次に掲げる事業をいう。

ア 高度無線環境整備推進事業

（ア）電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備の整備をすることを目的とする、次に掲げる事業をいう。

① 伝送用専用線設備整備助成事業

電気通信事業者（②に掲げる者を除く。）が伝送用専用線設備の整備を行う事業に対して、別表第1に掲げる経費を助成する事業であって、一般社団法人等が行うもの

② 伝送用専用線設備整備事業

都道府県、市町村（本事業において、一部事務組合及び広域連合を含む）又は第三セクター法人が整備主体となって直接伝送用専用線設備の整備を行うもの

（交付額）

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分			額
無線システム普及支援事業	高度無線環境整備推進事業	伝送用専用線設備整備助成事業	助成費にあつては補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、離島地域を整備する場合にあつては、2分の1に相当する額 なお、事務費にあつては定額
		伝送用専用線設備整備事業	都道府県、市町村にあつては、補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （1）離島地域を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額 （2）（1）以外の場合で、財政力指数0.5以上の市町村が整備する場合にあつては3分の1に相当する額 第三セクター法人にあつては、補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、離島地域を整備する場合にあつては、2分の1に相当する額

2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。

別表第1

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 （ア） 鉄塔 （イ） 局舎 （ウ） 外構施設 （エ） 受電設備（電力引込み送電線を含む。） （オ） 送受信機 （カ） 伝送用専用線 （キ） ケーブル （ク） 中継増幅装置 （ケ） 電源設備（予備電源設備を含む。） （コ） 監視装置 （サ） 制御装置 （シ） 測定器 （ス） その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ ア又はイの施設・設備の設置に係る附帯工事費 エ アからウまでに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） オ エの整備に係る附帯工事費

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 （ア） 鉄塔 （イ） 局舎

		(ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

別表第3

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）	(1) 助成費	別表第1に掲げる伝送用専用線設備整備助成事業の実施に必要な助成金の額
	(2) 事務費	伝送用専用線設備整備助成事業に附帯して一般社団法人等が行う必要な最低限の事務費（(2)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表第1及び別表第2の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表第1及び別表第2の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (3) 高度無線環境整備推進事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む都道府県又は市町村において事業を行うものに限る。ただし、市町村における財政力指数（地方公共団体の主要財政指標として総務省が公表するもの）の最新の公表値が0.8以下の地域又は人口密度500人/km²以下の町字において整備を行う場合はその限りでない。
 - ① 過疎地（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をいう。）
 - ② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
 - ③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
 - ④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
 - ⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
 - ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
 - ⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）

(4) 高度無線環境整備推進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 無線設備については、補助事業者又は間接補助事業者（その連携主体を含む）の責任において設置するものとし、国庫補助の対象は伝送用専用線設備に限られる。
- ② 伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備整備助成事業において、補助事業者、間接補助事業者又はその連携主体は、事業の終了後に、光ファイバ整備計画及び無線局運用計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、報告書を補助事業者においては大臣に、間接補助事業者又はその連携主体は一般社団法人等に提出するものとする。また、一般社団法人等は受領した報告書を大臣に提出するものとする。大臣は、報告書の提出を受けたときは、補助事業者、一般社団法人等に対し、必要な助言をすることができる。
- ③ 伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備整備助成事業において、事業の目的に沿った無線局が確実に機能できるように、また、事業終了後速やかに無線局が開設されるように留意すること。

附 則（令和3年2月1日総基事第23号）

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日総基移第94号）

- 1 この要綱は、令和3年3月29日から施行する。ただし、補足事項3(4)、令和2年5月19日総基事第98号による改正の附則第2項の補足事項3(3)及び令和2年6月29日総基事第133号による改正の附則第2項の補足事項3(3)の改正規定並びに次項の規定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。
- 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、補足事項3(4)（令和2年5月19日総基事第98号による改正の附則第2項の補足事項3(3)及び令和2年6月29日総基事第133号による改正の附則第2項の補足事項3(3)において読み替えて適用する場合も含む。）で掲げる地域に含むものとして取り扱う。この場合において、令和8年度予算事業として交付決定した補助金であって、令和9年度以降（特別特定市町村については、令和9年度予算事業として交付決定した補助金であって、令和10年度以降）に繰り越したものについても同様に扱う。

附 則（令和3年5月11日総情上第64号）

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。ただし、平成17年11月25日総基移第380号による改正の附則第6項及び第8項の改正規定については、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）の施行の日から施行する。

附 則（令和3年12月27日総基移第314号）

- 1 この要綱は、令和3年12月27日から施行する。
- 2 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき令和3年度第一次補正予算により実施される事業については、次のとおりとする。
 - (1) この要綱中第2条、第3条、第5条、別表第1から第3まで及び【補足事項】3の規定にかかわらず、次のように読み替えて適用するものとする。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業者をいう。以下同じ。）、インフラシェアリング事業者（無線通信に必要な施設・設備を整備し、当該施設・設備を複数の無線通信事業者に使用させる事業の用に供するものをいう。以下同じ。）、都道府県、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）に対し、無線システム普及支援事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、無線通信の利用可能な地域の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 無線システム普及支援事業

次に掲げる事業をいう。

ア 携帯電話等エリア整備事業

(ア) 携帯電話等施設高度化事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、既存の無線通信よりも高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話等の無線通信（以下「高度化無線通信」という。）を行うため、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、都道府県、市町村又は無線通信事業者若しくはインフラシェアリング事業者が行うもの

イ 高度無線環境整備推進事業

(ア) 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備の整備をすることを目的とする、次に掲げる事業をいう。

① 伝送用専用線設備整備助成事業

電気通信事業者（②に掲げる者を除く。）が伝送用専用線設備の整備を行う事業に対して、別表第1に掲げる経費を助成する事業であって、一般社団法人等が行うもの

② 伝送用専用線設備整備事業

都道府県、市町村（本事業において、一部事務組合及び広域連合を含む。）又は第三セクター法人が整備主体となって直接伝送用専用線設備の整備を行うもの

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分			額
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 (ただし、無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数社共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額)
		上記以外の事業	補助対象経費の3分の2に相当する額 ただし、無線通信事業者が複数社共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合に限る。
	高度無線環境整備推進事業	伝送用専用線設備整備助成事業	助成費にあっては補助対象経費の3分の1に相当する額（ただし、市町村から譲渡された伝送用専用線設備を用いて整備する場合又は伝送用専用線設備を市町村のみが設置している地域において、当該市町村に代わり伝送用専用線設備を整備する場合にあっては、2分の1に相当する額） ただし、離島地域を整備する場合にあっては、2分の1に相当する額（ただし、市町村から譲渡された伝送用専用線設備を用いて整備する場合又は伝送用専用線設備を市町村のみが設置している地域において、当該市町村に代わり伝送用専用線設備を整備する場合にあっては、3分の2に相当する額）

		なお、事務費にあつては定額
	伝送用専用線設備整備事業	都道府県、市町村にあつては、補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 離島地域を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額 (2) (1) 以外の場合で、財政力指数0.5以上の市町村が整備する場合にあつては3分の1に相当する額 第三セクター法人にあつては、補助対象経費の3分の1に相当する額（ただし、市町村から譲渡された伝送用専用線設備を用いて整備する場合又は伝送用専用線設備を市町村のみが設置している地域において、当該市町村に代わり伝送用専用線設備を整備する場合にあつては、2分の1に相当する額） ただし、離島地域を整備する場合にあつては、2分の1に相当する額（ただし、市町村から譲渡された伝送用専用線設備を用いて整備する場合又は伝送用専用線設備を市町村のみが設置している地域において、当該市町村に代わり伝送用専用線設備を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額）

2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。

別表第1

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ ア又はイの施設・設備の設置に係る附帯工事費 エ アからウまでに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） オ エの整備に係る附帯工事費

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費
	賃借費	他の電気通信事業者の電気通信役務又は他人の所有する光ファイバ等を賃借するために必要な経費（額が確定しないものを除く。）
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

別表第3

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る）	(1) 助成費	別表第1に掲げる伝送用専用線設備整備助成事業の実施に必要な助成金の額
	(2) 事務費	伝送用専用線設備整備助成事業に附帯して一般社団法人等が行う必要な最低限の事務費（(2)に掲げる

る。)	経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。)
-----	------------------------------

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表第1及び別表第2の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表第1及び別表第2の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (3) 携帯電話等エリア整備事業及び高度無線環境整備推進事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む都道府県又は市町村において事業を行うものに限る。ただし、高度無線環境整備推進事業においては、市町村における財政力指数（地方公共団体の主要財政指標として総務省が公表するもの）の最新の公表値が0.8以下の地域又は人口密度500人/km²以下の町字において整備を行う場合はその限りでない。
 - ① 過疎地（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をいう。）
 - ② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
 - ③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
 - ④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
 - ⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
 - ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
 - ⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）
- (4) 携帯電話等エリア整備事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 様式第1号の4(3)中「無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備する施設が、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画（平成31年4月10日認定）の上積み整備（開設計画外）に該当する施設であることについての確約書（携帯電話等施設高度化事業の場合）」とあるのは、「無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備する施設が、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画（平成31年4月10日認定）の上積み整備（開設計画外）に該当する施設であることについての確約書（携帯電話等施設高度化事業の場合であって一の無線通信事業者が整備する場合に限る。）」に読み替えるものとする。
- (5) 高度無線環境整備推進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ① 無線設備については、補助事業者又は間接補助事業者（その連携主体を含む。）の責任において設置するものとし、国庫補助の対象は伝送用専用線設備に限られる。
 - ② 伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備整備助成事業において、補助事業者、間接補助事業者又はその連携主体は、事業の終了後に、光ファイバ整備計画及び無線局運用計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、報告書を補助事業者においては大臣に、間接補助事業者又はその連携主体は一般社団法人等に提出するものとする。また、一般社団法人等は受領した報告書を大臣に提出するものとする。大臣は、報告書の提出を受けたときは、補助事業者、一般社団法人等に対し、必要な助言をすることができる。
 - ③ 伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備整備助成事業において、事業の目的に沿った無線局が確実に機能できるように、また、事業終了後速やかに無線局が開設されるように留意すること。
- (2) 様式第2号別紙2に次を加える。
 - (24) 他の電気通信事業者に対する譲渡を前提に市町村が実施した伝送用専用線設備整備事業において

は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内を目途に他の電気通信事業者に取得財産等を譲渡すること。当該期間内に譲渡が完了しなかった場合、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(3) 【補足事項】 4 (2)②に次を加える。

シ 高度無線環境整備推進事業により補助事業者が設置した施設・設備について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内を目途に他の電気通信事業者に譲渡することの条件を付して交付決定を受けていた場合であって、当該条件に基づき補助事業者が他の電気通信事業者に無償で譲渡する場合

附 則 (令和4年3月22日総基移第63号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月13日総基事第217号)

- 1 この要綱は、令和4年12月13日から施行する。
 - 2 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)に基づき令和4年度第二次補正予算により実施される事業については、次のとおりとする。
- (1) この要綱中第3条、第5条、別表第1から第3まで及び【補足事項】3の規定にかかわらず、次のように読み替えて適用することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線システム普及支援事業

次に掲げる事業をいう。

ア 高度無線環境整備推進事業

(ア) 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備の整備をすることを目的とする、次に掲げる事業をいう。

- ① 伝送用専用線設備整備助成事業

電気通信事業者(②に掲げる者を除く。)が伝送用専用線設備の整備を行う事業に対して、別表第1に掲げる経費を助成する事業であって、一般社団法人等が行うもの

- ② 伝送用専用線設備整備事業

都道府県、市町村(本事業において、一部事務組合及び広域連合を含む。)又は第三セクター法人が整備主体となって直接伝送用専用線設備の整備を行うもの

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分			額
無線システム普及支援事業	高度無線環境整備推進事業	伝送用専用線設備整備助成事業	助成費にあつては補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、離島地域を整備する場合にあつては、2分の1に相当する額 なお、事務費にあつては定額
		伝送用専用線設備整備事業	都道府県、市町村にあつては、補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 離島地域を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額 (2) (1) 以外の場合で、財政力指数0.5以上の市町村が整備する場合にあつては3分の1に相当する額

			第三セクター法人にあつては、補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、離島地域を整備する場合にあつては、2分の1に相当する額
--	--	--	--

2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。

別表第1

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ ア又はイの施設・設備の設置に係る附帯工事費 エ アからウまでに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） オ エの整備に係る附帯工事費

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費

	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費
--	---------------	--

別表第3

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）	(1) 助成費	別表第1に掲げる伝送用専用線設備整備助成事業の実施に必要な助成金の額
	(2) 事務費	伝送用専用線設備整備助成事業に附帯して一般社団法人等が行う必要な最低限の事務費（(2)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表第1及び別表第2の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
 - (2) 交付要綱別表第1及び別表第2の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
 - (3) 高度無線環境整備推進事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む都道府県又は市町村において事業を行うものに限る。ただし、市町村における財政力指数（地方公共団体の主要財政指標として総務省が公表するもの）の最新の公表値が0.8以下の地域又は人口密度500人/km²以下の町字において整備を行う場合はその限りでない。
 - ① 過疎地（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をいう。）
 - ② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
 - ③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
 - ④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
 - ⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
 - ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
 - ⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）
 - (4) 高度無線環境整備推進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ① 無線設備については、補助事業者又は間接補助事業者（その連携主体を含む。）の責任において設置するものとし、国庫補助の対象は伝送用専用線設備に限られる。
 - ② 伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備整備助成事業において、補助事業者、間接補助事業者又はその連携主体は、事業の終了後に、光ファイバ整備計画及び無線局運用計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、報告書を補助事業者においては大臣に、間接補助事業者又はその連携主体は一般社団法人等に提出するものとする。また、一般社団法人等は受領した報告書を大臣に提出するものとする。大臣は、報告書の提出を受けたときは、補助事業者、一般社団法人等に対し、必要な助言をすることができる。
 - ③ 伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備整備助成事業において、事業の目的に沿った無線局が確実に機能できるように、また、事業終了後速やかに無線局が開設されるように留意すること。
- (2) 様式第2号別紙2に次を加える。

(24) 他の電気通信事業者に対する譲渡を前提に市町村が実施した伝送用専用線設備整備事業においては、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内を目途に他の電気通信事業者に取得財産等を譲渡すること。当該期間内に譲渡が完了しなかった場合、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(3) 【補足事項】4(2)②に次を加える。

シ 高度無線環境整備推進事業により補助事業者が設置した施設・設備について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内を目途に他の電気通信事業者に譲渡することの条件を付して交付決定を受けていた場合であって、当該条件に基づき補助事業者が他の電気通信事業者に無償で譲渡する場合

附 則 (令和5年3月31日総基移第129号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月16日総基移第6号)

1 この要綱は、令和6年1月16日から施行する。

2 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき令和5年度第一次補正予算により実施される事業については、次のとおりとする。

(1) この要綱中第2条、第3条及び第5条、別表第1から第3まで、様式第2号別紙2並びに【補足事項】3及び4の規定にかかわらず、次のように読み替えて適用することができる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国が一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業者をいう。以下同じ。）(連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる無線通信事業者に委託して実施することを約した複数の無線通信事業者）を含む。以下同じ。）、インフラシェアリング事業者（無線通信に必要な施設・設備を整備し、当該施設・設備を複数の無線通信事業者に使用させる事業の用に供するものをいう。以下同じ。）(連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となるインフラシェアリング事業者に委託して実施することを約した複数のインフラシェアリング事業者）を含む。以下同じ。）、無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者の連携主体、一般社団法人等若しくはインフラシェアリング事業者とその他の法人（無線通信事業者を除く。）による合同の事業主体（以下「インフラシェアリング事業者等」という。）又は都道府県（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる都道府県に委託して実施することを約した複数の都道府県）を含む。以下同じ。）、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）若しくは都道府県及び市町村の連携主体に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、無線通信の利用可能な地域の拡大等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 無線システム普及支援事業

次に掲げる事業をいう。

ア 携帯電話等エリア整備事業

① 携帯電話等施設整備事業

携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域（既に特定の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されている場合にあって、その他の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されていない地域を含む。）の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備を設置する事業、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、一般社団法人等、無線通信事業者、インフラシェアリング事業者若しくはインフラシェアリング事業者等（以下「無線通信事業者等」という。）又は都道府県若しくは市町村が行うもの

② 携帯電話等施設高度化事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地

域において、既存の無線通信よりも高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話等の無線通信（以下「高度化無線通信」という。）を行うため、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業、当該高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、無線通信事業者等又は都道府県若しくは市町村が行うもの

イ 高度無線環境整備推進事業

（ア）電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備の整備をすることを目的とする次に掲げる事業をいう。

① 伝送用専用線設備整備助成事業

電気通信事業者（②に掲げる者を除く。）が伝送用専用線設備の整備を行う事業に対して、別表第１に掲げる経費を助成する事業であって、一般社団法人等が行うもの

② 伝送用専用線設備整備事業

都道府県、市町村（本事業において、一部事務組合及び広域連合を含む。）又は第三セクター法人が整備主体となって直接伝送用専用線設備の整備を行うもの

（イ）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２条第１項により激甚災害として指定された災害、又は暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和３２年７月１５日建河発３５１号）第２及び第３の第１項に準じて取り扱うものにより被害を受けた、大臣が別に定める総務省所管の事業によって都道府県、市町村又は第三セクター法人が整備した設備等を復旧することを目的とする、次に掲げる事業をいう。

伝送用専用線設備復旧事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備が被害を受けた場合に、当該伝送用専用線設備を復旧する事業であって、都道府県、市町村又は第三セクター法人が行うもの

（交付額）

第５条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）又は市町村に補助する。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分				額
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	無線通信用施設及び設備を設置する事業	都道府県又は市町村	補助対象経費の２分の１に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （１）無線通信事業者による無線通信サービスが全く提供されていない地域で事業を実施する場合にあつては、３分の１に相当する額 （２）無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあつては、３分の２に相当する額 （３）離島地域を整備する場合にあつては、５分の３に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあつては、４分の３に相

			当する額)
		無線通信事業者、インフラシェアリング事業者又はインフラシェアリング事業者等（ただし、ドローン航路の整備を目的とした事業以外のものについては、財政力指数が0.5以下の市町村で行う事業の場合に限る。）	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （1）無線通信事業者による無線通信サービスが全く提供されていない地域で事業を実施する場合にあっては、3分の1に相当する額 （2）無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者若しくはインフラシェアリング事業者等が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額 （3）離島地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者若しくはインフラシェアリング事業者等が実施する場合にあっては、4分の3に相当する額）
		高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （1）無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者若しくはインフラシェアリング事業者等が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額 （2）離島地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者若しくはインフラシェアリング事業者等が実施する場合にあっては、4分の3に相当する額）
		無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （1）普通交付税の不交付団体である都道府県が設置する場合

				にあつては、3分の1に相当する額 (2) 市町村が離島を整備する場合にあつては、4分の3に相当する額(ただし、財政力指数が0.3未満の市町村(市町村の全ての区域が離島の場合に限る。)が「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成28年法律第33号)第4条の規定により内閣総理大臣が定める基本的な方針において特定された有人国境離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額)
		他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業	携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあつては、3分の2に相当する額 (2) 離島地域を整備する場合にあつては、5分の3に相当する額(ただし、無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあつては、4分の3に相当する額)
			高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者若しくはインフラシェアリング事業者等が実施する場合にあつては、3分の2に相当する額 (2) 離島地域を整備する場合にあつては、5分の3に相当する額(ただし、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者若しくはインフラシェアリング事業者等が実施する場合にあつては、4分の3に相当する額)
	高度無線環境整備推進事業	伝送用専用線設備整備助成事業		助成費にあつては補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 離島地域を整備する場合

			にあつては、3分の2に相当する額（ただし、海底ケーブルの敷設を伴う離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額） （2）市町村から譲渡された伝送用専用線設備を用いて離島地域を整備する場合又は伝送用専用線設備を市町村のみが設置している地域において、当該市町村に代わり伝送用専用線設備を離島地域に整備する場合にあつては、2分の1に相当する額 なお、事務費にあつては定額
		伝送用専用線設備整備事業	都道府県又は市町村にあつては、補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （1）離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額（ただし、他の電気通信事業者に対する譲渡を前提に市町村が整備する場合にあつては、3分の2に相当する額） （2）（1）以外の場合で、財政力指数0.5以上の市町村が整備する場合にあつては3分の1に相当する額 第三セクター法人にあつては、補助対象経費の3分の1に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （1）離島地域を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額（ただし、海底ケーブルの敷設を伴う離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額） （2）市町村から譲渡された伝送用専用線設備を用いて離島地域を整備する場合又は伝送用専用線設備を市町村のみが設置している地域において、当該市町村に代わり伝送用専用線設備を離島地域に整備する場合にあつては、2分の1に相当する額
		伝送用専用線設備復旧事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、離島地域を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額

- 2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。ただし、伝送用専用線設備復旧事業については、交付決定の額が100万円未満の場合も補助対象とする。

別表第1

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ ア又はイの施設・設備の設置に係る附帯工事費 エ アからウまでに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） オ エの整備に係る附帯工事費

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備復旧事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

別表第 3

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）	(1) 助成費	別表第 1 に掲げる伝送用専用線設備整備助成事業の実施に必要な助成金の額
	(2) 事務費	伝送用専用線設備整備助成事業に附帯して一般社団法人等が行う必要な最低限の事務費（(2) に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）

様式第2号（第7条第1項関係）

別紙2

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを総務大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。
- (3) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、チューナーを調達する場合において、調達するチューナーの保証期間は少なくとも3年以上とするものとする。
- (4) 受信機器購入等対策事業費補助事業（受信料全額免除世帯支援事業に限る。）においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る工事を全国的に実施する必要があるとともに、工事後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、受信者に係る工事を他の者に実施させる場合には、当該他の者に関し、工事実施時においては、その地域の実情に明るく、かつ、地域における地上デジタルテレビ放送の受信状況等に関する適切な知見を有することが要求されること、工事実施後においては、追加的な対応が必要となった場合等において工事の実施場所に近接していることにより迅速・円滑な対応を行えるようにすることが要求されること等にかんがみ、次の各号に定めるところによりこれを行わなければならない。ただし、これらの定めにより難い事由がある場合は、この限りでない。
 - ① 地域を指定して工事を他の者に実施させる場合には、都道府県の全部又は一部の区域を指定して行うものとする。
 - ② 上記①の規定により都道府県の全部又は一部の区域を指定して工事を他の者に実施させる場合には、工事を行う都道府県の区域内に本店、支店その他の営業所（常時工事の契約を締結する事務所に限る。）が所在する者又は全ての構成員が当該者である共同企業体を実施させるものとする。
 - ③ 補助事業者又は補助事業者が指定した地域において工事を実施する者が、個々の受信者に係る工事を他の者に実施させる場合には、工事を行う場所の存する市町村の区域内に本店、支店その他の営業所（常時工事の契約を締結する事務所に限る。）が所在する者に実施させるものとする。また、地域の実情に精通した者の活用について、十分に配慮すること。
- (5) 受信機器購入等対策事業費補助事業（市町村民税非課税世帯支援事業に限る。）においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る支援を全国的に実施する必要があるとともに、支援後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、迅速かつ円滑に事業を実施することが社会的に求められていること等にかんがみ、当該期限までに支援を滞りなく実施するために必要な数量のチューナーを確保するものとする。
- (6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (7) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (8) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (9) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (10) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (11) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (12) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(14)及び(15)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金

の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（交付要綱第19条の2第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

(14) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(15) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、電気通信事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、交付要綱第8条、第10条から第18条まで及び第20条第1項に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

① 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下②及び③において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの（ただし、受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価50万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（交付要綱第19条第1項（1）の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

② 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

③ 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

④ 受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者は、受信機器購入等対策事業費補助事業を行う法人を通じてチューナーの設置又は受信アンテナの設置若しくは改良を行うこと。

⑤ 辺地共聴施設整備事業、デジタル混信対策事業、受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視対策事業又は受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者が当該事業によって締結した有線放送設備を利用するための契約を解約したことにより収入があると認める場合には、その収入を補助事業者に納付させることがあること。

(17) 補助事業者は、(16)により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(18) 補助事業者は、(16)②により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(19) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

(20) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び伝送用専用線設備整備助成事業を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。

(21) デジタル受信相談・対策事業を行う補助事業者（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができる。

(22) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者が交付要綱第9条第1項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。

- 一 契約者
- 二 契約年月日
- 三 契約の方法
- 四 契約の内容

(23) 他の電気通信事業者に対する譲渡を前提に市町村が実施した伝送用専用線設備整備事業においては、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内を目途に他の電気通信事業者を取得財産等を

譲渡しなければならない。当該期間内に譲渡が完了しなかった場合、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(注) 辺地共聴施設整備事業の場合は、「大臣」とあるのを「管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長」に読み替える。

- (2) 各様式において、「無線通信事業者若しくはインフラシェアリング事業者の連携主体又は法人の連携主体」及び「無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体」とあるのは、「インフラシェアリング事業者等」を含む。
- (3) デジタルライフライン全国総合整備実現会議中間とりまとめ（令和5年9月）に基づき実施する携帯電話等エリア整備事業において、次の各号に定めるところによりこれを行うものとする。
 - ① 全ての事業において、補助対象経費の4分の3に相当する額を補助する。
 - ② 【補足事項】 3(3)の規定にかかわらず、事業を実施することができる。（ただし、ドローン航路の整備を目的とした事業に限る。）

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表第1及び別表第2の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表第1及び別表第2の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (3) 携帯電話等エリア整備事業及び高度無線環境整備推進事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む都道府県又は市町村において事業を行うものに限る。
 - ① 過疎地（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をいう。）
 - ② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
 - ③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
 - ④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
 - ⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域をいう。）
 - ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
 - ⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により豪雪地帯として指定された地域をいう。）
- (4) 高度無線環境整備推進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ① 無線設備については、補助事業者又は間接補助事業者（その連携主体を含む。）の責任において設置するものとし、国庫補助の対象は伝送用専用線設備に限られる。
 - ② 伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備整備助成事業及び伝送用専用線設備復旧事業において、補助事業者、間接補助事業者又はその連携主体は、事業の終了後に、光ファイバ整備計画及び無線局運用計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、報告書を補助事業者においては大臣に、間接補助事業者又はその連携主体は一般社団法人等に提出するものとする。また、一般社団法人等は受領した報告書を大臣に提出するものとする。大臣は、報告書の提出を受けたときは、補助事業者、一般社団法人等に対し、必要な助言をすることができる。
 - ③ 伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備整備助成事業及び伝送用専用線設備復旧事業において、事業の目的に沿った無線局が確実に機能できるように、また、事業終了後速やかに無線局が開設されるように留意すること。

4 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条の2第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第13条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第20条第1項で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

① 以下の要件を満たす財産処分である場合

ア 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用すること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

イ 当該補助事業により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。

② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合

ア 電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業（以下「対策事業」という。）により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を増加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合

イ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合

ウ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合

エ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、当該施設・設備から放送している特定地上基幹放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設・設備を追加する場合

オ 対策事業により整備された共聴施設に、当該共聴施設において再放送している放送以外の放送を再放送するための施設・設備を追加する場合

カ 国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合

キ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、難視聴解消を目的として、当該施設・設備から放送している放送の放送区域を変更するための施設・設備を追加する場合

ク 対策事業により整備された地上デジタルテレビ放送用施設及び設備、有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信設備に、デジタル混信対策事業又はデジタル放送用周波数再編対策事業により整備する地上デジタルテレビ放送用施設及び設備、有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信設備を追加又は交換する場合

ケ 暫定的難視聴対策事業により取得した衛星放送の受信に必要な設備を同事業を実施する別の補助事業者が無償で譲渡する場合

コ 高度無線環境整備推進事業により補助事業者及び間接補助事業者が設置した施設・設備の一部を、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消などのため、当該事業者以外の者に利用させる場合

サ 高度無線環境整備推進事業のうち伝送用専用線設備復旧事業により補助事業者が復旧した施設又は設備の一部又は全部を、当該補助事業者たる地方公共団体の維持管理等に係る人的及び財政的負担の軽減を図ることを目的として、民間の電気通信事業者が無償で譲渡する場合（当初の整備事業からの経過年数が10年以上であって、当該復旧事業から10年以上の電気通信役務の提供が見込まれるものに限る。）

シ 高度無線環境整備推進事業により補助事業者が設置した施設・設備について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内を目途に他の電気通信事業者に譲渡することの条件を付して交付決定を受けていた場合であって、当該条件に基づき補助事業者が他の電気

通信事業者に無償で譲渡する場合

- ③ 対策事業により整備された施設又は設備（周波数割当計画（平成20年12月24日総務省告示第714号）において周波数の使用の期限が定められたものに限る。）が周波数の使用を停止する場合であって、当該事業により取得した財産を譲渡、取壊し又は廃棄する場合
- (3) 交付要綱第20条第2項で定める「大臣が別に定める基準」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- ① 補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められるものであること。
- ② 補足事項4(2)②ア、イ又はウに該当する財産処分であること。
- (4) 交付要綱第20条第3項で定める「大臣が別に定める方法」は、取得財産等の処分を行った会計年度ごとにまとめた報告書を翌会計年度の4月10日までに大臣に提出する方法とする。
- (5) 交付要綱第20条の2の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

附 則（令和6年3月1日総情域第22号）

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 令和6年能登半島地震により被害を受けた設備の復旧事業については、次のとおりとする。
- (1) この要綱中第3条、第5条、別表第2及び【補足事項】3の規定にかかわらず、次のように読み替えて適用する。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 無線システム普及支援事業

ア 高度無線環境整備推進事業

- (ア) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項により激甚災害として指定された災害、又は暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351号）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものにより被害を受けた、大臣が別に定める総務省所管の事業によって都道府県、市町村又は第三セクター法人が整備した設備等を復旧することを目的とする、次に掲げる事業をいう。

伝送用専用線設備復旧事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備が被害を受けた場合に、当該伝送用専用線設備を復旧する事業（応急仮設住宅への伝送用専用線設備の整備を含む。）であって、都道府県、市町村又は第三セクター法人が行うもの

（交付額）

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分			額
無線システム普及支援事業	高度無線環境整備推進事業	伝送用専用線設備復旧事業	補助対象経費の3分の2に相当する額

- 2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。ただし、伝送用専用線設備復旧事業については、交付決定の額が100万円未満の場合も補助対象とする。

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費

(伝送用専用線設備復旧事業に限る。)		(ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表第1及び別表第2の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表第1及び別表第2の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (3) 高度無線環境整備推進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ① 交付要綱第3条(1)ア(ア)「大臣が別に定める総務省所管の事業」は、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域の伝送用専用線設備の整備事業とする。
 - ② 無線設備については、補助事業者（その連携主体を含む）の責任において設置するものとし、国庫補助の対象は伝送用専用線設備に限られる。
 - ③ 伝送用専用線設備復旧事業において、補助事業者又はその連携主体は、事業の終了後に、光ファイバ整備計画及び無線局運用計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、報告書を大臣に提出するものとする。大臣は、報告書の提出を受けたときは、補助事業者又はその連携主体に対し、必要な助言をすることができる。
 - ④ 伝送用専用線設備復旧事業において、事業の目的に沿った無線局が確実に機能できるように、また、事業終了後速やかに無線局が開設されるように留意すること。

(2)【補足事項】4(2)②に次を加える

シ 高度無線環境整備推進事業により補助事業者が設置した施設・設備のうち、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域において設置された応急仮設住宅の入居者が当該応急仮設住宅に入居している間のみ使用するための設備であって、かつ、当該応急仮設住宅と一体となって使用される設備である場合に、当該応急仮設住宅の撤去に伴い補助事業の目的を達成した場合であって、補助事業者が処分するものである場合

附 則（令和6年3月29日総基移第123号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

事業の区分	経費区分	内容
1 無線システム普及支援事業（デジタル混信対策事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信又は放送の送信に必要な次の施設・設備の設置又は改良に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 受信者等が放送の受信に必要な次の設備の設置又は改良に要する経費 (ア) 受信アンテナ (イ) 受信機 (ウ) 有線放送設備を利用するための契約料 エ アからウまでに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） オ 附帯工事費
2 無線システム普及支援事業（受信障害対策共聴施設整備事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信又は放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置又は改良に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 有線放送設備を設置又は受信障害対策共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費 (ア) 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの

		(イ) 有線放送設備を利用するための契約料 エ 受信障害対策共聴施設を撤去するための経費 オ 附帯工事費
3 無線システム普及支援事業（共同住宅共聴施設整備事業に限る。）	施設・設備費	ア 放送の受信に必要な次の施設・設備の改良に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の改良に要する経費 ウ 共同住宅共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費 (ア) 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの (イ) 有線放送設備を利用するための契約料 エ 附帯工事費
4 無線システム普及支援事業（新たな難視対策事業に限る。）	施設・設備費	ア 放送の受信に必要な受信アンテナ又は伝送路（同軸ケーブルによる場合に限る。）の設置又は改良に要する経費 イ 無線通信又は放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 ウ ア及びイに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の改良に要する経費 エ 地上アナログテレビ放送の受信設備を有線放送設備又は有線共聴施設に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費

		(ア) 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの (イ) 有線放送設備を利用するための契約料 (ウ) 有線共聴施設に加入するための経費 (エ) 新たに設置される伝送路の整備に要する経費のうち、有線放送設備設置者が負担するもの オ アからエまでに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） カ 附帯工事費（辺地共聴施設を新設することに伴い発生する電柱共架料（平成27年3月末までの料金を上限とする。）を一括して支払う場合の経費を含む。）
5 無線システム普及支援事業（デジタル放送用周波数再編対策事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信又は放送の送信に必要な次の施設・設備の改良に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 受信者等が放送の受信に必要な次の設備の改良に要する経費 (ア) 受信アンテナ (イ) 受信機 エ 附帯工事費
6 無線システム普及支援事業（受信機器購入等対策事業に限る。）	施設・設備費	ア 放送の受信に必要な次の設備の取得、設置又は改良に要する経費 (ア) チューナー (イ) 受信アンテナ (ウ) 有線テレビジョン放送の受信（変調方式変換の場合に限る。）におけるセットトップボックス（貸与の場合は設置相当経費） (エ) 有線放送設備を利用するための契約料 イ 無線通信又は放送の送信に必要な次の施設・設備の設置又は改良に要する経費のうち、受信者が負担するもの (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ

		(カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 ウ ア及びイに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの エ 上記の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）のうち、受信者が負担するもの オ 附帯工事費のうち、受信者が負担するもの
7 無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ ア又はイの施設・設備の設置に係る附帯工事費 エ アからウまでに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） オ エの整備に係る附帯工事費

別表第2

事業の区分		経費区分	内容
1 電波遮へい対策事業 2 無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業に限る。）		(1) 施設・設備費	ア 無線通信又は放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 辺地共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費 (ア) 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの (イ) 有線放送設備を利用するための契約料 エ ケーブルテレビ移行に伴い、辺地共聴施設を撤去するための経費 オ 附帯工事費（辺地共聴施設を改修又は新設することに伴い発生する電柱共架料（平成27年3月末までの料金を上限とする。）を一括して支払う場合の経費を含む。）
		(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費
3 無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業に限る。）		賃借費	他の電気通信事業者の電気通信役務又は他人の所有する光ファイバ等を賃借するために必要な経費（額が確定しないものを除く。）
4 暫定的 共聴施設 ケーブル テレビ移 行支援整 備事業	デジタル変換 設備整備事業	施設・設備費	ア デジタル変換の導入に必要な次の施設・設備の設置又は改良に要する経費 (ア) デジタル変換装置（送受信機等の組合せにより構成されるものを含む。） (イ) 伝送用専用線 (ウ) ケーブル (エ) 中継増幅装置 (オ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (カ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (キ) 警報装置 (ク) 監視装置 (ケ) 制御装置 (コ) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費

	デジアナ変換 混信障害調査 事業	(1) 労務費	ウ 附帯工事費 デジアナ変換混信障害調査事業に従事する者等に対する労務費
		(2) 諸経費	測定器・コンピュータ機器使用料、通信・運送費、旅費、委託費等のデジアナ変換混信障害調査事業を行うために必要な経費
5 無線システム普及支援事業（暫定的難視聴対策事業に限る。）	送信・利用者管理事業	(1) 業務委託費	地デジ難視聴対策衛星放送を行う基幹放送及び利用者管理に係る業務委託経費
		(2) 事務費	送信・利用者管理事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費（(1)及び(2)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）
	受信対策事業	(1) 受信設備整備・貸与事業費	地デジ難視聴対策衛星放送の受信を可能とする設備整備並びに有線放送設備を暫定的に利用することにより地上デジタルテレビ放送の再放送を一時的に視聴可能とするために必要な加入及び視聴に要する経費
		(2) 事務費	受信対策事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費（(1)及び(2)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）
6 無線システム普及支援事業（地上デジタルテレビ放送コールセンター事業に限る。）		(1) 物品費	地上デジタルテレビ放送コールセンター事業に必要な備品の購入、借用又は据付けに必要な経費、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、補助対象事業に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、修繕又は据付けに必要な経費
		(2) 労務費	地上デジタルテレビ放送コールセンター事業に従事する者等に対する労務費（各々の労務費は、基本給のほか、賞与、家族手当、住居手当及び法定福利費を含み、退職金を除く。）
		(3) 諸経費	文献購入費、光熱水料、回線使用料、コンピュータ使用料、通信・運送費、旅費、周知広報費、施設使用料、謝金、委託費及び(1)～(3)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額等の地上デジタルテレビ放送コールセンター事業を行うために必要な経費
7 無線システム普及支援事業（暫定的放送設備運用事業に限る。）		(1) 施設・設備費	ア 無線通信又は放送の送信に必要な次の施設・設備の設置又は整備に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 (ソ) デジアナ変換装置（送受信機等の組合せにより構成されるものを含む。） (タ) 字幕スーパー挿入装置

		イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置又は整備に要する経費 ウ ア及びイに掲げる施設・設備を設置又は整備するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） エ 附帯工事費
	(2) 運用経費	光熱水料、回線使用料、コンピュータ使用料、通信・運送費、旅費、施設使用料、委託費、労務費、借地料等の暫定的放送設備運用事業の実施に必要な運用に要する経費
8 無線システム普及支援事業（民放ラジオ難聴解消支援事業に限る。）	(1) 施設・整備費	ア 地上ラジオ放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 （ア） 鉄塔 （イ） 局舎 （ウ） 外構施設 （エ） 受電設備（電力引込み送電線を含む。） （オ） 送受信アンテナ （カ） 送受信機（予備送受信機を含む。） （キ） 伝送用専用線 （ク） ケーブル （ケ） 中継増幅装置 （コ） 電源設備（予備電源設備を含む。） （サ） 警報装置 （シ） 監視装置 （ス） 制御装置 （セ） 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費
9 無線システム普及支援事業（公衆無線LAN環境整備支援事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 （ア） 鉄塔 （イ） 局舎 （ウ） 外構施設 （エ） 受電設備（電力引込み送電線を含む。） （オ） 無線アクセス装置 （カ） 送受信機 （キ） 伝送用専用線 （ク） ケーブル （ケ） 中継増幅装置 （コ） 電源設備（予備電源設備を含む。） （サ） 監視装置 （シ） 制御装置 （ス） 測定器 （セ） その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）

		イ 附帯工事費
10 無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備復旧事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費
11 無線システム普及支援事業（共聴施設復旧事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信又は放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 (ソ) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費
12 無線システム普及支援事業（離島伝送用専用線設備維持管理事業に限る。）	運用経費	補助金の交付を受けようとする会計年度の離島伝送用専用線設備維持管理事業の実施に必要な保守料、施設利用料、土地賃借料、保険料、修繕費その他の経費
13 無線システム普及支援事業（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援	(1) 施設・設備費	ア 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 予備送信設備 (イ) 予備電源設備

事業に限る。)		(ウ) 予備中継回線設備 (エ) 予備番組送出設備 (オ) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費
	(3) 企画・開発費	ア ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む。） イ その他事業を実施するために必要な経費

別表第3

事業の区分		経費区分	内容
1 無線システム普及支援事業（受信機器購入等対策事業費補助事業に限る。）		(1) 助成費	別表第1に掲げる受信機器購入等対策事業の実施に必要な助成金の額
		(2) 事務費	受信機器購入等対策事業費補助事業に附帯して必要な最低限の事務費（(1)及び(2)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）
2 無線システム普及支援事業（デジタル受信相談・対策事業に限る。）	地上デジタルテレビ放送普及促進事業	(1) 物品費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業に必要な備品の購入、借用又は据付けに必要な経費、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、補助対象事業に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、修繕又は据付けに必要な経費
		(2) 労務費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業に従事する者等に対する労務費（各々の労務費は、基本給のほか、賞与、家族手当、住居手当及び法定福利費を含み、退職金を除く。）
		(3) 業務委託費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行う上で必要な広報等業務に係る業務委託経費
		(4) 諸経費	文献購入費、光熱水料、回線使用料、コンピュータ使用料、通信・運送費、旅費、周知広報費、施設使用料、謝金及び(1)～(6)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額等の地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行うために必要な経費
	デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業	(5) 助成費	別表第1に掲げるデジタル混信対策事業、受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視対策事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業の実施に必要な助成金の額
		(6) 事務費	デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費
3 無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）		(1) 助成費	別表第1に掲げる伝送用専用線設備整備助成事業の実施に必要な助成金の額
		(2) 事務費	伝送用専用線設備整備助成事業に附帯して一般社団法人等が行う必要な最低限の事務費（(2)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）